

退職 サポートブック

令和 4 年度

退職に向けて

本書は、退職に向けて、退職前後に必要な事務手続等について、記載しました。

例えば、年金や医療保険等、退職後の状況（家族構成、再就職の有無等）により、手続（年金の請求時期や請求書類の提出先等）が個々に異なり、本人による請求や申請があって初めて受けることができるなど、退職後は自らが主になって事務を進めなければなりません。

本書を日頃から身近なところに置いていただき、退職後の生活に、ぜひ、ご活用いただきたいと思います。

なお、退職者からの希望により、退職手当に関する事項等（県費支弁教職員対象）を記載しましたので、併せて活用してください。

医療保険関係

共済組合員証関係				
現職時の組合員証番号		共済登録口座番号	紀陽銀行	本・支店
			口座番号	
任意継続組合員証番号		任意継続掛金払込方法	①一年一括 ②半年一括 ③毎月納付	

年金関係

公立学校共済組合発行		日本年金機構発行		
年金待機者番号		基礎年金番号	本人	
年金証書番号		基礎年金番号	配偶者	
年金証書番号		その他必要事項		

担当班

事項	担当班	電話番号
任意継続組合員関係	給付班	073-441-3712
年金関係	給付班	073-441-3711
年金相談関係	給付班	073-423-6620
共済組合貸付関係	経理班	073-441-3713
私的年金（福祉保険制度・アイリスプラン）	経理班	
退職後の健診関係	経理班	
宿泊施設の利用関係	経理班	
財形貯蓄関係	—	073-441-3710（福利厚生室）
児童手当関係	—	
個人型確定拠出年金（iDeCo）関係	—	

※「詳細」は P72 をご覧ください

目次

給付班	第1章
退職後の医療保険制度	退職後の組合員証等の返納手続…………… 3 任意継続組合員制度…………… 4 加入する医療保険の選択についての具体的な【例】…………… 12 任意継続組合員の各種給付金…………… 15 資格喪失後の各種給付金…………… 16
給付班	第2章
共済組合の年金制度	年金の概要…………… 19 各種年金制度（老齢・障害・遺族・年金払い退職給付）…………… 21 年金の支給…………… 32 年金額の支給調整…………… 33 年金受給者の在職中（公務員、会社員）の場合の年金停止額計算…………… 34 退職後の年金制度への加入…………… 35 離婚時の年金分割制度…………… 36 ワンストップサービス…………… 37 年金額等のお知らせ…………… 38 年金待機者登録の手続の流れ…………… 39 年金に関する手続の流れ…………… 42 年金受給者の退職時の手続の流れ（退職改定について）…………… 48 年金受給後に手続が必要となる場合…………… 50 2つ以上の年金受給権を有する場合（年金受給の選択）の手続…………… 52
経理班	第3章
共済組合貸付金	退職時に貸付金が残っている場合…………… 57 再任用職員、臨時的任用職員、任意継続組合員が利用可能な貸付け…………… 58
私的年金	福祉保険制度の取扱い…………… 59 アイリスプランの取扱い…………… 60
退職後の健診	特定健康診査等の実施について（退職者：全員）…………… 61 人間ドック・インフルエンザ予防接種補助（任意継続組合員のみ）…………… 61
宿泊施設の利用	事業一覧（退職者：全員）…………… 62 宿泊施設利用補助制度（任意継続組合員のみ）…………… 63 〈公立学校共済組合全国宿泊施設一覧〉…………… 73
教職員課、福利厚生室 県費支弁教職員対象	第4章
退職手当	退職手当とは…………… 67 請求手続…………… 67 支給予定日…………… 67 退職手当の計算…………… 67 勤続期間の計算…………… 68 退職手当と税金…………… 69 お問い合わせ…………… 69
財形貯蓄	退職に伴う手続…………… 72 再就職する場合の手続…………… 72
児童手当	引き続き受給するための手続…………… 72
個人型確定拠出年金 (iDeCo)	退職に伴う手続…………… 72

第1章

退職後の医療保険制度

1	退職後の組合員証等の返納手続	3
2	任意継続組合員制度	4
	（1）制度の概要及び加入資格	4
	（2）加入手続	4
	（3）任意継続掛金	5
	（4）任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証の交付	7
	（5）被扶養者の認定・取消	7
	（6）任意継続組合員証の記載事項変更	8
	（7）医療給付に関する報告	9
	（8）高齢受給者証の交付	9
	（9）限度額適用認定証の申請・交付等	9
	（10）資格喪失事由及び資格喪失手続	10
3	加入する医療保険の選択についての具体的な【例】	12
	例1 配偶者が現職組合員（当共済組合員）の場合	12
	例2 組合員夫婦が同時退職の場合	12
	例3 配偶者が任意継続組合員の場合	13
	例4 配偶者が民間企業の現職社員の場合	13
	例5 配偶者が任意継続組合員 長男が教職員 当組合員の場合	14
4	任意継続組合員の各種給付金	15
5	資格喪失後の各種給付金	16

I 退職後の医療保険制度

1 退職後の組合員証等の返納手続

組合員が退職した場合は、その翌日から組合員の資格を喪失することとなり、在職中の組合員証等を使用して医療給付を受けることができなくなります。

在職中の組合員証等は組合員資格喪失後2日以内に、退職時の所属所長を通じ返納してください。（同時提出書類：「組合員異動報告書」）

臨時的任用職員の方は、任期満了の日までに臨時的任用職員として次の任用がない場合、その翌日から組合員の資格を喪失することとなります。

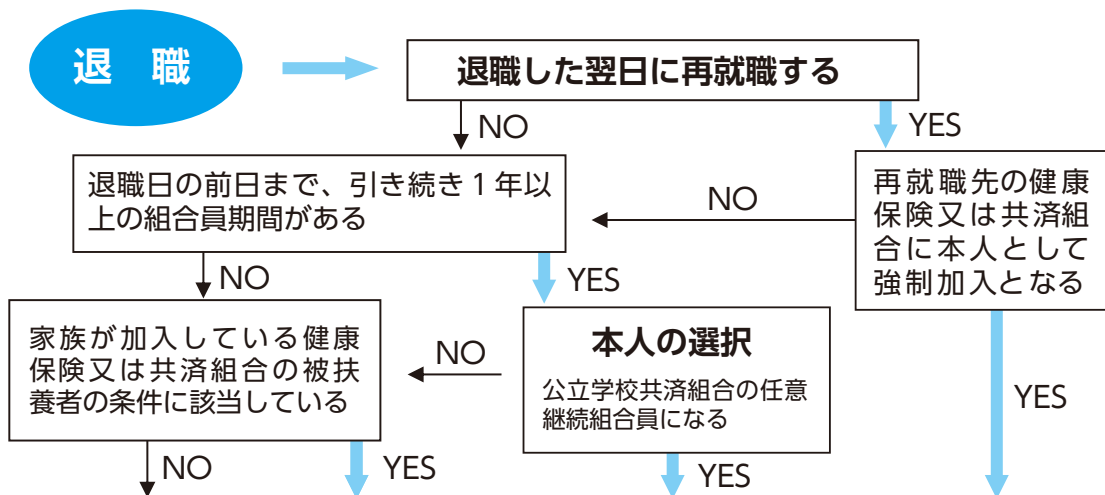
（注）組合員証等とは、組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証です。

退職したら、どの公的医療保険制度に加入すればよいの？

退職後は次のいずれかの保険制度に加入しなければなりません。（国民皆保険）

どの制度に加入されるかは、退職後の就業の状況などで異なります。

次のフローチャートで確認してみましょう。



保険制度	国民健康保険の被保険者	家族が加入している各健康保険 又は 各共済組合の被扶養者	任意継続組合員	再就職先の各健康保険の被保険者 又は 各共済組合の組合員
給付内容	附加給付制度がないなど、各健康保険や各共済組合より少額になることもある	各健康保険又は、各共済組合により異なる	現職時とほぼ同じ (休業給付を除く)	各健康保険又は、各共済組合により異なる
保険料等	前年の所得等収入をベースに算出（各市区町村により異なる）	家族の被扶養者となるため、掛金（保険料）の負担はない	退職時の給与額等により異なる	各健康保険又は、各共済組合により異なる
手続窓口	住所地の市区町村役場の国民健康保険担当	家族の就職先の担当	所属所の共済事務担当	再就職先の担当
注意事項等		被扶養者の要件を、必ず、事前に確認する	<u>退職日から20日以内に申出を行い、掛金を納入する</u>	
参照	P4の㉑			P4の㉒

A 退職しても組合員資格が継続する場合

- (1) 再任用（フルタイム勤務・一般組合員）される。
組合員資格は喪失しないものとして取り扱うため「組合員証等」を返納しないでください。
- (2) 正規職員（一般組合員）が退職し、臨時的任用職員（短期組合員）に任用されるとき
退職日から数日あけて再度任用され「空白期間」が生じても、事実上継続していると任命権者が認めたととき、組合員資格は喪失しないものとして取り扱う。
※ 一般組合員から短期組合員に種別変更になるため、「組合員証等」は返納してください。
後日、「新組合員証等」を送付します。
- (3) 臨時的任用職員が期間満了後、再度、臨時的任用職員に任用されるとき（短期組合員）
任用満了の日までに次の任用予定が明らかであるとき、任用が数日の間をあけて再度任用され「空白期間」が生じても、事実上継続していると任命権者が認めたととき、短期組合員資格は喪失しないものとして取り扱う。
組合員資格は喪失しないものとして取り扱うため「組合員証等」を返納しないでください。

B 再就職する場合

- ・就職先の医療保険制度に加入する
手続等詳細については、就職先に問い合わせてください。

C 再就職しない・再就職先に医療保険制度がない（加入資格がない）場合

- ・公立学校共済組合の任意継続組合員になる
医療費は、本人・被扶養者7割給付で在職中と同様です。（詳細は P15 参照）
- ・家族の医療保険制度の被扶養者になる
被扶養者となるために収入額等の要件があり、退職後年金等の収入がある方は、被扶養者になることができないこともあります。
手続等詳細については、加入されている家族の健康保険担当に問い合わせてください。
- ・国民健康保険に加入する
医療費は、本人・被扶養者7割給付です。
手続等詳細については、住所地の市区町村国民健康保険担当に問い合わせてください。
（「和歌山県内市町村役場連絡先一覧表」を裏表紙に掲載）

資格喪失後、医療機関等で受診する場合は、必ず、新しい健康保険証等を提示してください。
定期的に受診している医療機関等には、健康保険証が変わったことを申告してください。

2 任意継続組合員制度

(1) 制度の概要及び加入資格

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方（公務員歴が1年と1日以上の方）が、退職した日から20日以内に申出を行い、かつ掛金を納入することで任意継続組合員の資格を取得することができ、退職後も引き続き（2年間を限度として）医療費等の短期給付と人間ドック、宿泊施設利用補助等の福祉事業を受けることができます。

(2) 加入手続

任意継続組合員になることを希望される方は、次の【提出書類】を退職時の所属所長の証明を受け、退職日以降、至急、共済組合に提出してください。

共済組合は、加入申出の書類を受理した後に掛金の額を通知（「(3) 任意継続掛金」参照）しますので、必ず期限内に掛金を納入してください。（退職した日から20日以内）

ただし、年度末退職者に限り次頁のとおり事前に受付を行います。

- 【提出書類】 ・任意継続組合員申出書（所属所長の証明が必要）
 ・預金口座振替依頼書

令和4年度末退職者の受付期間

事前受付期間 令和5年1月16日（月）～令和5年2月17日（金）必着
 通常受付期間 令和5年4月3日（月）～令和5年4月10日（月）必着

※受付期間等詳細については、令和4年12月上旬に、所属所長あてに通知します。

注意

- ・再就職や家族の被扶養者になることを検討されている方は、再就職先又は家族の勤務先において、「健康保険に加入できない」又は「被扶養者として認定されない」ことが確認できている場合のみ、任意継続組合員に申し出るようにしてください。（健康保険証が重複交付される恐れがあります。）

（3）任意継続掛金

掛金額は、退職時の標準報酬月額（注1）を基礎に算定することになっており、掛金率や平均標準報酬月額（注2）の変更に伴い、ほぼ毎年変更されます。

なお、納付額は、短期給付（医療費等）分の「任意継続掛金」と介護保険分の「介護掛金」（40歳以上65歳未満の方のみ必要）の合算額となります。

在職中は、財源については、事業主（和歌山県、公立大学法人和歌山県立医科大学等）が負担金として2分の1を負担していましたが、任意継続組合員になると、全額本人負担となります。
加入申出に基づき、掛金額を「任意継続掛金額等決定通知書」により通知します。

年度末退職者については、「任意継続掛金額等決定通知書」を次のとおり送付します。

- ・事前受付の場合・・・3月上旬に所属所
- ・通常受付の場合・・・4月随時申出者の自宅

また、2年目の任意継続組合員資格の継続意思確認及び掛金額については、令和6年3月上旬に通知（自宅へ送付）しますので、必要に応じて期限内に手続を行ってください。

ア 掛金額

任意継続掛金（月額）＝《掛金の基礎となる標準報酬月額》×84.20/1000（4月から9月まで）

任意継続掛金（月額）＝《掛金の基礎となる標準報酬月額》×93.20/1000（10月から）

介護掛金（月額）＝《掛金の基礎となる標準報酬月額》×17.64/1000

（掛金率はほぼ毎年変更されます。参考に令和4年度の率を記載しています。）

《掛金の基礎となる標準報酬月額》＝下記①・②いずれか少ない額

- ① 退職時の標準報酬月額（注1）
- ② 410,000円（平均標準報酬月額）（注2）

（注1）退職時の標準報酬月額…退職した月の短期給付の掛金の基礎となった標準報酬月額です。（給料支給明細書の下段参照）

（注2）平均標準報酬月額………公立学校共済組合の全組合員の毎年9月30日の標準報酬月額の平均で、任意継続掛金基礎額の上限となります。

令和5年度の「掛金率」が決定されしだい、「平均標準報酬月額」と共に所属所長あてに通知します。

イ 掛金の払込方法

掛金の納付は、原則、口座振替とします。共済登録口座（共済組合に届けている紀陽銀行の口座＝加入申出時「預金口座振替依頼書」に記入した口座）から自動的に引き落とす方法です。（期日に振替できなかった場合は、「振込依頼書」により振込んでいただきます）

なお、年度末退職者に係る通常受付及び年度途中退職者に係る申込の場合、初回は「振込依頼書」による振込となります。

また、掛金の納付期日は、資格を継続しようとする月の前月の末日です。

払込方法は、次のいずれかを選択することができます。

- ① 前納（一年一括）
 - ② 前納（半年一括）
 - ③ 毎月納付
- } 一年一括納付及び半年一括納付を選択すると、
年4.0%の複利現価法による割引があります。

（払込方法及び共済登録口座は、途中で変更できませんのでご注意ください。）

口座振替（引き落とし）日	例月振替日	毎月22日
・「事前受付」初回振替	3月22日	
・半年一括 後期振替日	9月22日	
22日が土・日曜日、祝日であれば、金融機関の翌営業日となります		

ウ 掛金の還付

再就職等により任意継続組合員の資格がなくなったときは、前納している掛金を還付します。（年度当初等、還付手続に日数を要する場合がありますので、ご了承願います。）ただし、任意継続組合員の資格を取得した日の属する月に、その資格を喪失したときは、その月の任意継続掛金を徴収します。

エ 掛金の申告

任意継続掛金は、確定申告（年末調整）時に「社会保険料」として、申告することができます。

申告する際、納付証明書の添付は必要ありませんので発行しませんが、必要に応じて確認できる書類の提示に備え、次の書類を大切に保管しておいてください。

- (ア) 「任意継続掛金等決定通知書」
- (イ) 「令和 年 月分 振込金(兼手数料)受取書」(「振込依頼者」により振り込んだ控)
- (ウ) 口座振替を行った通帳印字箇所の写真(口座振替日と金額が確認できる箇所)

参考：主な市の国民健康保険の掛金最高額（介護保険分を含む。） 令和4年度

	和歌山市	海南市	紀の川市	田辺市	新宮市
年間の額	1,020,000円	1,020,000円	1,020,000円	1,020,000円	1,020,000円
1か月の額 (目安)	85,000円	85,000円	85,000円	85,000円	85,000円

算定方法は各市町村により異なります。

詳細については、住所地の市区町村国民健康保険担当課にお問い合わせください。

（「和歌山県内市町村役場連絡先一覧表」は裏表紙に掲載）

(4) 任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証の交付

任意継続組合員の加入に必要な書類が提出され、掛金の納付を確認した後「任意継続組合員証等」を組合員に交付します。

年度末退職者の交付時期等

- ・ 事前受付…………… 3月末に退職時の所属所へ送付
- ・ 通常受付…………… 4月下旬頃自宅に郵送

(5) 被扶養者の認定・取消

退職時に被扶養者として認定されていた方で、退職後も被扶養者としての要件を備える方については、引き続き認定されます。(この場合、継続認定の申出は不要です)

なお、任意継続組合員期間中に、新たに認定を受けようとする方ができたり、認定されている方が就職等によりその資格をなくした場合などは、手続が必要となりますので速やかに共済組合の給付班に問い合わせてください。

事 項	提 出 書 類
被扶養者の認定	・ 被扶養者認定申告書 ・ 認定事由による必要書類
被扶養者の取消	・ 被扶養者取消申告書 ・ 取消事由による必要書類 ・ 任意継続組合員被扶養者証

ア 新たな認定については、その事実が生じた日から30日以内に必ず手続をしてください。

30日を過ぎて申告された場合は、「被扶養者認定申告書」を共済組合が受け付けた日からの認定となります。

イ 被扶養者が、次の項目に該当する場合は、被扶養者としての要件を欠くこととなりますので、至急、被扶養者取消申告を行ってください。

なお、取消の届出が遅れた場合、取消はあくまで要件を欠いた日まで遡るため、多額の医療費の返還にもなりかねないので、特に注意してください。

(ア) 年間130万円以上の収入がある(見込まれる)方

ただし、障害年金(障害を事由とする)及び60歳以上の公的年金受給者の場合は、180万円以上(「個人年金」の場合は130万円)

(注) 雇用日以降1年間の収入が限度額を超えると見込まれる場合は、雇用日から取消しをすることがあります。

(イ) パート、アルバイトにおいて、3か月連続して108,334円以上の収入のある方、雇用保険等の受給者は日額3,612円以上の方

(ウ) 夫婦共同扶養者(「子」)を認定している場合において、配偶者の収入が組合員より多い場合(1割以上)

被扶養者の認定基準額

項 目	区 分	
	60歳未満の者	60歳以上の公的年金 又は障害年金の受給者
年金・事業所得・不動産所得等	年額 130万円未満	年額 180万円未満
給料等と（地代、家賃、年金等）	月額 108,334円未満	月額 150,000円未満
雇用保険 傷病手当金等	日額 3,612円未満	日額 5,000円未満

※被扶養者の資格確認調査について

1年に一度、被扶養者の認定要件を満たしているかを確認するために、調査（収入等）を行います。

被扶養者の収入状況等については常に注意してください。遡って取り消された場合には、その間に共済組合が支払った医療費等を返還していただくことになります。

（6）任意継続組合員証の記載事項変更

→速やかに、共済組合の給付班に連絡し手続きをしてください。

事 項	提 出 書 類
組合員又は被扶養者の氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員証等記載事項変更申告書 ・戸籍抄本（写）等 ・任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証（交付されている方のみ）
住所等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員証等記載事項変更申告書 ・住民票（写）等

収入（所得）とは

給与（通勤手当等を含む。）、諸手当、事業又は農業等所得、家賃地代、公的年金（遺族給付・障害給付を含む。）[共済年金、厚生年金、国民年金]、個人年金（財形年金、企業年金、農業者年金、民間の保険会社等の年金）、恩給、扶助料、雇用保険等、傷病手当金、配当、利子、株等の譲渡収入、臨時的雇用やパート等の収入、奨学（奨励）金（生活補助的な意味を含むもの）

(7) 医療給付に関する報告

→ただちに、共済組合の給付班に連絡し手続きをしてください。

事 項	提出書類
交通事故等の第三者加害行為により負傷したとき	・ 事故報告書等
住所地の市町村条例に基づく公費負担医療制度（重度心身障害児者医療制度等）に該当したとき、又は該当しなくなったとき	・ 公費負担医療費制度該当・非該当報告書 ・ 該当の医療受給者証の（写） 又は非該当通知の（写）
特定疾病（慢性腎不全による人工透析、血友病）の療養を受けることになったとき	・ 特定疾病療養認定申請書

(8) 高齢受給者証の交付

高齢受給者証は、70歳の誕生日の属する月の翌月（月の初日が誕生日の場合は誕生日）から適用となり、自動的に共済組合から送付します。

(9) 限度額適用認定証の申請・交付等

ア 制度の内容

組合員や被扶養者（70歳未満の方）が傷病により医療費が高額になる場合、あらかじめ限度額適用認定証を医療機関の窓口提示すれば、窓口での支払額を自己負担限度額までに抑えることができます。

入院時に、医療機関から限度額適用認定証の提示を求められることがあります。

共済組合の給付班（073-441-3712）にお電話ください。

「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」用紙を送付します。

イ 申請等の手続

「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」に必要事項を記入押印し、給付班へ提出してください。受理後、「公立学校共済組合限度額適用認定証」を交付（送付）しますので、「任意継続組合員証等」と一緒に医療機関に提示してください。

なお、「公立学校共済組合限度額適用認定証」には有効期限が表示してありますが、必要がなくなれば速やかに給付班に返納してください。

ウ 限度額適用認定証を提示しなかった場合

原則受診月の3か月後に、「高額療養費」として通常の医療給付金と同様に自動給付しますので、最終的な自己負担額は限度額適用認定証の提示の有無に関わらず同額となります。

なお、70歳以上の被扶養者については、共済組合が交付している「高齢受給者証」の提示により限度額適用認定証と同様の取り扱いとなりますので、申請の必要はありません。

認定申請は、必ず、入院前に行ってください。

※医療機関において、退院時等に医療費を支払う際に「公立学校共済組合限度額適用認定証」が必要です。

(10) 資格喪失事由及び資格喪失手続

→速やかに共済組合の給付班に問い合わせてください。

任意継続組合員の資格は、下記事由により喪失します。

資格喪失事由

- ア 2年を経過したとき
- イ 死亡したとき
- ウ 掛金を期日までに払い込まなかったとき
- エ 再就職等により他の医療保険制度に加入したとき
- オ 任意継続組合員となった後、やめることを希望したとき
 - 例1 国民健康保険に加入予定
 - 例2 家族の被扶養者になる予定
- カ 後期高齢者医療の被保険者等になったとき

「資格喪失事由」イ、エ、オ及びカの場合は、次の書類を提出してください。

資格喪失事由		提出書類
イ	死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書 ・戸籍謄本等（死亡年月日、還付請求者との続柄がわかるもの）
エ	再就職等により他の医療保険制度に加入したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書 ・再就職先の健康保険証等の写し
オ	任意継続組合員をやめることを希望したとき <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に加入予定 ・家族の被扶養者になる予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書 任意継続組合員資格喪失申出書を受け付けた月の翌月の1日が資格喪失日となります。 (例) 7月19日申出書受付の時は8月1日が喪失日となり、掛金は7月分まで徴収します。
カ	後期高齢者医療の被保険者等になったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書

《任意継続組合員証等の返納について》→資格喪失後2日以内に返納願います。

任意継続組合員証等とは、任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証、特定疾病療養受療証、高齢受給者証、限度額適用認定証の各証のことです。（交付を受けている方のみ）

資格喪失後、医療機関等で受診する場合は、必ず、新しい健康保険証等を提示してください。

注意 任意継続組合員の資格喪失について

- ①一度脱退すると再加入はできません。
- ②学校等に臨時的に任用された場合や再就職等をした場合で、共済組合の資格や健康保険の資格を得た時は、新しい健康保険証等の写しを添付して、至急、「任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書」を提出してください。
- ③国民健康保険に加入する場合や家族の被扶養者になる場合は、任意継続組合員資格喪失申出書兼任意継続掛金還付請求書を共済組合が受理した月の翌月に、それぞれの手続を行うこととなります。（申出書を共済組合が受理した月の末日までは、任意継続組合員です。）

よくある質問

Q 任意継続組合員の期間中に臨時的任用職員に任用された場合、どのような手続をしたらいいの？

A 臨時的任用職員に任用された場合は、任用時から共済組合の組合員（現職）資格を取得します。よって任意継続組合員資格を喪失することになります。

✉ 手続は

→①共済組合に連絡してください。

○年○月○日から臨時的任用職員に任用されます。

②共済組合から、喪失手続に必要な書類を送付します。

任意継続組合員証等の返納等

任用	臨時的任用職員	喪失
共済組合員	任意継続組合員	共済組合員
	①	③
	②	

任意継続組合員の
加入資格は1年と
1日以上必要

任意継続組合員

③その後、臨時的任用職員（1年と1日以上）が期間満了になりました。

1年と1日以上の間があれば、任意継続組合員の加入資格があります。

1年以下の場合は、任意継続組合員の加入資格はありません。

お願い

資格喪失後の任意継続組合員証等の返納について

任意継続組合員期間満了時にも、必ず、任意継続組合員証等を返納してください。

（ご自分で処分しないでください。）

3 加入する医療保険の選択についての具体的な【例】

掛金（保険料）の金額と給付内容を比べて、加入する医療保険を決めると良いと思います。

例1 配偶者が現職組合員（当共済組合員）の場合

組合員：昭和37年10月10日生 令和4年度末定年退職
再就職しない、退職後収入なし
老齢厚生年金と老齢基礎年金等合わせて試算額約220万円
令和9年11月（65歳）～受給
配偶者：昭和43年11月15日生 現職教職員

- 配偶者の被扶養者となる
 - ・ 令和5年 4月～ 普通認定申告する（扶養手当が認められる）
 - ・ 令和9年11月～ 年金等が180万円以上となるため、被扶養者取得申告をする。
⇒ 国民健康保険に加入する。

もしも、老齢厚生年金試算額が130万円以上180万円未満の場合は、・・・

- ・ 令和5年 4月～ 普通認定申告する（扶養手当が認められる）
- ・ 令和9年11月～ 普通認定から特別認定に変更手続^{*}を行う。
※変更手続は、配偶者が行い所属所から共済組合に提出する。

例2 組合員夫婦が同時退職の場合

組合員（夫）：昭和33年10月10日生 令和4年度末退職（再任用者）
再就職しない、退職後収入なし
特別支給の老齢厚生年金試算額約170万円 令和3年11月（63歳）～受給
年金は、在職停止
組合員（妻）：昭和37年12月15日生 60歳 当共済組合員 令和4年度末定年退職
再就職しない、退職後収入なし
老齢厚生年金試算額 約160万円 令和10年1月（65歳）～受給

- 組合員（夫）……任意継続組合員（夫）になる
組合員（妻）……任意継続組合員（夫）の被扶養者となる
※ 妻が任意継続組合員で夫が被扶養者でも、どちらでも可

メモ

夫は、令和5年3月31日に退職になると年金の在職停止が解除されるから、収入（年金）が170万円となる。

- ・ 任意継続掛金額の比較する
 - ・ 今後の再就職の見通し等も考慮する



夫が、令和5年10月に65歳になるため、5年11月から老齢基礎年金等を合わせて250万円となることから被扶養者にはなれない。

例3 配偶者が任意継続組合員の場合

組合員：昭和37年10月10日生 令和4年度未定年退職
再就職しない、退職後収入なし
老齢厚生年金と老齢基礎年金等合わせて試算額 約220万円
令和9年11月(65歳)～受給

配偶者：昭和36年12月15日生 61歳 令和3年度未退職
現在任意継続組合員(任意継続組合員期間 令和4年4月～令和6年3月)
特別支給の老齢厚生年金試算額 約170万円 令和8年1月(64歳)から受給

- 配偶者(任意継続組合員)の被扶養者となる
 - ・ 令和5年4月～ 配偶者(任意継続組合員)の被扶養者特別認定申告する
 - ・ 令和6年4月～ 配偶者と共に国民健康保険に加入する

例4 配偶者が民間企業の現職社員の場合

組合員：昭和37年10月10日生 令和4年度未定年退職
再就職しない、退職後収入なし
老齢厚生年金と老齢基礎年金等合わせて試算額 約220万円
令和9年11月(65歳)～受給

配偶者：昭和41年12月15日生 56歳 民間企業に勤務(健康保険)

- 配偶者(健康保険)の被扶養者

注意：事前に配偶者(健康保険)の被扶養者としての認定要件を確認してください。
それぞれの保険者で認定要件(年間収入額の算定方法等)が異なるので、認定されないことがあるため。

年間収入額の算定方法

- ・ 健保組合等(他の保険者)：要件を備えた日の属する年1年
今年度未退職：令和5年1月～12月の1年間
1月～3月の収入が130万円以上の場合は認定されないことがある。
- ・ 当共済組合：要件を備えた日以降1年間
今年度未退職：令和5年4月～令和6年3月

もしも、配偶者(健康保険)の被扶養者に認定されないときは・・・

- 任意継続組合員になるか国民健康保険に加入するか選択してください。

例5 配偶者が任意継続組合員 長男が教職員 当組合員の場合

組合員：昭和37年10月10日生 令和4年度末定年退職
再就職しない、個人年金120万円
令和9年11月（65歳）～老齢厚生年金と老齢基礎年金と合わせて試算額220万円を受給予定

配偶者：昭和36年12月15日生 61歳 令和3年度末定年退職
現在任意継続組合員（任意継続組合員期間 令和4年4月～令和6年3月）
無職 個人年金 約60万円受給
令和9年1月（65歳）～老齢厚生年金を受給予定

長男：平成11年4月23日生 令和4年4月1日就職 当共済組合員資格取得
年収 約310万円

○ 配偶者（任意継続組合員）の被扶養者（例3）

まず、一番の扶養義務者は、配偶者と考えます。
実態に合った申告を行っていただくことになります。

長男と別居している場合は、次のとおり一定金額の仕送りを受けていることが条件です。

組合員の収入額（年金等組合員自身の収入並びに長男及び長男以外の者の送金等による収入の合計額）に占める長男の送金額の割合が、3分の1以上でなければなりません。

なお、長男が長男以外の者と組合員を扶養する場合は、長男の送金額が長男以外の者の負担額を上回っていなければなりません。

被扶養者の範囲

被扶養者は、①組合員と一定の身分関係にあり、②主として組合員の収入によって生計を維持している者でなければならない。

次の(1)～(3)に該当する場合は、上記②に該当しない。

- (1) その者について、組合員以外の者が扶養手当又はこれに該当する手当を地方公共団体、国その他から受けている場合
- (2) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合で、社会通念上、その組合員が主たる扶養者とはいえない場合
- (3) 年間130万円以上の所得がある者の場合
(障害を支給事由とする公的年金等の受給者、60歳以上の公的年金等の受給者については、年額180万円以上)

収入（所得）とは

給与（通勤手当等を含む。）、諸手当、事業又は農業等所得、家賃地代、公的年金（遺族給付・障害給付を含む）[共済年金、厚生年金、国民年金]、個人年金（財形年金、企業年金、農業者年金、民間の保険会社等の年金）、恩給、扶助料、雇用保険等、傷病手当金、配当、利子、株等の譲渡収入、臨時的雇用やパート等の収入、奨学（奨励）金（生活補助的な意味を含むもの）

4 任意継続組合員の各種給付金

→ 本人請求の事項が生じた際は速やかに
共済組合、給付班に問い合わせてくだ
さい。

	種 目	給 付 内 容	
		(組合員本人)	(被扶養者)
自動給付 (組合員証を使用する限りにおいて請求不要)	療養の給付 訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	医療費等の7割(注1)	
	高額療養費	総医療費が267,000円を超えた場合は、80,100円に超過額の1%を加算した額を自己負担額(注2)より控除した額 自己負担額(注2) - {80,100 + (総医療費 - 267,000) × 0.01} (70歳以上の高齢受給者については自己負担限度額が設けられ、その額より自己負担額(注2)を超えた場合、超過額が高額療養費として給付されます。)	
	入院時食事療養費 同家族療養費	食事療養にかかる費用より標準負担額を控除した額	
	一部負担金払戻金 家族療養費附加金	自己負担額(注2)から25,000円を控除した額(100円未満切り捨て)(公費負担を受けられる場合は除く)	
本人請求	療養費、家族療養費	療養に要した費用、装具装着に要した費用の7割(注1) ・やむをえない事情により組合員証を使用しないで医療機関で受診したとき。 ・医師が治療上必要と認めたもので、コルセットなどの治療用装具、はり、きゅう等	
	移送費、家族移送費	実費相当額 組合員又は被扶養者が、療養を受けるために医療機関に移送された際の費用について、共済組合が必要と認めたとき(要事前承認)	
	出産費、家族出産費	408,000円 妊娠4か月以上で出産(死産を含む)した場合 産科医療補償制度に加入している医療機関において出産し、「産科医療補償制度の掛金」(12,000円)を納めた場合は、12,000円を加算する。	
	出産費附加金 家族出産費附加金	50,000円 上記出産費、家族出産費と同様	
	埋葬料、家族埋葬料	50,000円 組合員又は被扶養者が死亡したとき	
	埋葬料附加金 家族埋葬料附加金	25,000円 上記埋葬料、家族埋葬料と同様	
	弔慰金、家族弔慰金	※標準報酬月額 × 1	※標準報酬月額 × 70/100
	災害見舞金	※標準報酬月額 × (0.5 ~ 3) 組合員及び被扶養者の住居・家財が 非常災害により、損害を受けたとき	

※給付金の算定に当たっては、任意継続組合員の「標準報酬月額」(P 5)に基づき行います。

(注1) 医療費等の7割(一部年齢により割合が異なります。)

(注2) 自己負担額は概ね3割(一部年齢により割合が異なります。)

5 資格喪失後の各種給付金

◇組合員が退職後、又は、任意継続組合員資格喪失後も次の給付金を請求できる場合があります。

種目	給付事由	給付額
出産費	1年以上組合員であった方が、退職後6月以内に出産したときは、出産費の給付が受けられます。（注）出産費附加金は給付されません	408,000円 + 12,000円※ ※産科医療補償制度加入機関において妊娠4か月以上で出産（死産を含む）した場合で「産科医療保障制度の掛金」を納めた場合に加算
埋葬料	組合員であった方が、退職後3月以内に死亡したとき（資格喪失後、死亡するまでの間に他の共済組合、健康保険組合等の資格を取得したときは、これらの組合等から死亡に係る給付が行われるため、資格喪失後の埋葬料は給付されません。）	50,000円（定額）

◇組合員が退職後、次の給付金を請求できる場合があります。

種目	給付事由	給付額
出産手当金	1年以上組合員であった方が退職した際に出産手当金を受けている場合（出産日又は出産予定日が組合員の資格喪失日に前日から42日以内である場合）には、その方が退職しなかったとしたならば受けることができる期間、継続して給付されます。	標準報酬日額 × 2/3 × 日数 （毎週、土曜日及び日曜日を除く）
傷病手当金	1年以上組合員であった方が、公務によらない病気または負傷により就労能力を失い、引き続き勤務に服することができないまま退職したとき、又は、退職した際に傷病手当金を受けている場合は給付されます。 （注）傷病手当金附加金は給付されません	{(標準報酬日額 × 2/3) - (年金額※ × 1/264)} × 日数 （毎週、土曜日及び日曜日を除く） ※受給する同一の傷病による障害給付又は老齢給付の年金額の合計金額

他の組合の組合員の資格を取得した場合等には、上記の給付金を受けられないので、公立学校共済組合和歌山支部 給付班（「傷病手当金」は年金担当）まで問い合わせてください。

短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から2年間請求しない場合、時効により消滅します。

第2章

共済組合の年金制度

1	年金の概要	19
2	老齢給付	21
	(1) 老齢厚生年金（経過的職域加算額含む。）	21
	ア 本来支給の老齢厚生年金	21
	イ 特別支給の老齢厚生年金	22
	ウ 特別支給の老齢厚生年金の特例	22
	（ア）障害者特例	22
	（イ）長期加入者の特例	23
	（ウ）特別支給の老齢厚生年金の特例の年金額	23
	(2) 老齢厚生年金の繰上げ支給	24
	(3) 老齢厚生年金の繰下げ支給	25
3	障害給付	27
	(1) 障害厚生（共済）年金	27
	(2) 障害手当金（一時金）	28
4	遺族給付	29
	(1) 遺族厚生年金	29
	(2) 遺族厚生（共済）年金の転給制度の廃止	29
5	年金払い退職給付（退職等年金給付）	30
	(1) 退職年金	30
	ア 終身退職年金	30
	イ 有期退職年金	30
	ウ 退職年金の支給の繰上げ	31
	エ 退職年金の支給の繰下げ	31
	オ 受給権者が死亡したとき	31
	(2) 公務障害年金	31
	(3) 公務遺族年金	31
6	年金の支給	32

7	年金額の支給調整	33
	(1) 年金受給者が在職中（公務員、会社員等）の場合の支給停止	33
	(2) 雇用保険の給付を受ける方の調整	33
	ア 失業給付の基本手当	33
	イ 高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金・高年齢再就職給付金）	33
8	年金受給者の在職中（公務員、会社員）の場合の年金停止額計算	34
9	退職後の年金制度への加入	35
10	離婚時の年金分割制度	36
	(1) 合意分割	36
	(2) 第3号被保険者期間の分割	36
11	ワンストップサービス	37
	(1) 年金相談	37
	(2) 年金情報（ねんきん定期便）の提供	37
	(3) 年金請求の受付手続	37
	(4) 年金受給権者の届出手続	37
12	年金額等のお知らせ	38
	(1) 年金見込額	38
	ア ねんきん定期便	38
	イ インターネット	38
	(2) 「年金払い退職給付」の積立額を確認できます	38
13	年金待機者登録の手続の流れ	39
14	年金に関する手続の流れ	42
	(1) 老齢厚生年金	42
	(2) 障害厚生（共済）年金	46
	(3) 遺族厚生（共済）年金	47
	(4) 年金払い退職給付	47
15	年金受給者の退職時の手続の流れ（退職改定について）	48
16	年金受給後に手続が必要となる場合	50
	(1) 住所、氏名または金融機関の変更をするとき	50
	(2) 再就職したとき（議員になったときも含む。）	50
	(3) 年金受給者に一身上の異動があったとき	51
	(4) 年金証書をなくしたとき	51
17	2つ以上の年金受給権を有する場合（年金受給の選択）の手続	52

共済組合の年金制度

1 年金の概要

・長期給付とは

組合員および遺族に対して行われる年金の決定・支給のことです。

組合員の老後や、在職中の病気やけがにより障害の状態になった場合の生活、不幸にも死亡した場合の遺族の生活を支えるために、共済組合等から年金が支給されます。

・公的年金制度

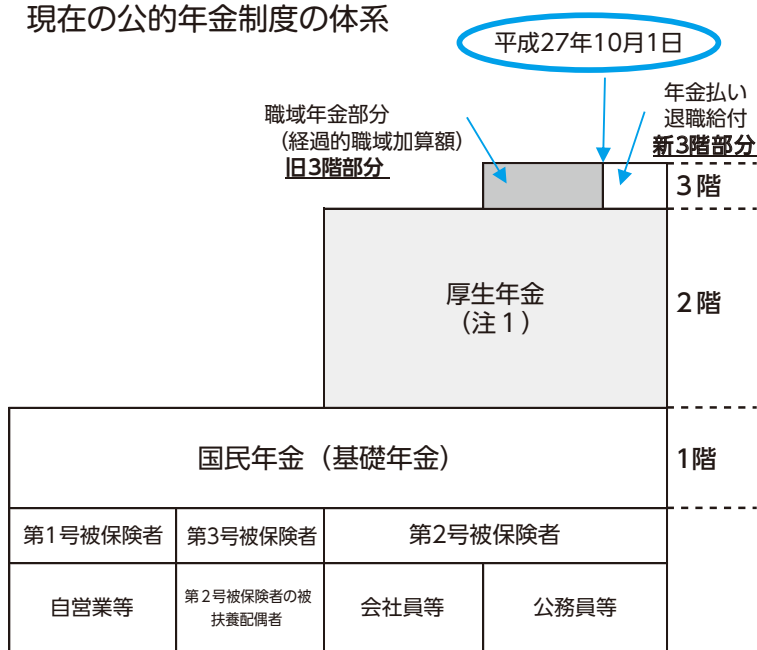
昭和61年の改正により、全国民（20歳～60歳まで）が国民年金（基礎年金）に加入することとなり、組合員とその被扶養配偶者（第3号被保険者）にも適用しています。

組合員は、国民年金（基礎年金）と共済年金の二重加入しているとみなし、基礎年金相当部分（1階部分）の国民年金、厚生年金相当部分（2階部分）と職域年金相当部分（旧3階部分）の共済年金を受け取るようになっていました。

共済年金は平成27年10月1日（以下、施行日）以降、「被用者年金一元化」により、共済年金のうち厚生年金部分（2階部分）の年金は、「厚生年金保険」に統一されました。

なお、この一元化に伴い職域年金相当部分の年金（以下「経過職域加算額」）が廃止され、新たな年金制度「退職等年金給付（以下「年金払い退職給付」）」（新3階部分）が設けられました。

現在の公的年金制度の体系



(注1)

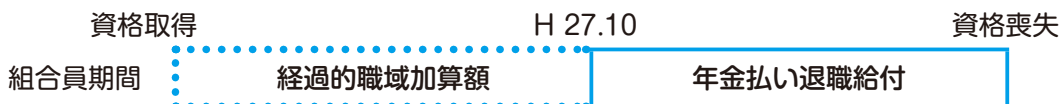
被用者年金一元化後、厚生年金の被保険者（加入者）は下記の4通りに区分され、それぞれの実施機関が各被保険者期間について厚生年金を決定および支給します。

公立学校共済組合員は(3)となります。

- (1) 一般厚年被保険者
民間会社員
- (2) 国共済厚年被保険者
国家公務員
- (3) 地共済厚年被保険者
地方公務員
- (4) 私学共済厚年被保険者
私立学校教職員

【職域年金部分の額（経過職域加算額）および年金払い退職給付の概要】

平成27年9月以前に受給権が発生した共済年金には、公務員制度の一環として「職域年金部分の額」が加算されていましたが、厚生年金には同様の加算がないため、経過職域加算額と年金払い退職給付が共済組合から支給されます。



・長期給付の種類

給付の種類	共済組合の年金	国民年金
老齢給付	老齢厚生年金（経過的職域加算額）	老齢基礎年金
年金払い退職給付 （退職等年金給付）	退職年金（終身退職年金・有期退職年金） 公務障害年金 公務遺族年金	
障害給付	障害厚生年金（公務上・公務外） 障害手当金	障害基礎年金
遺族給付	遺族厚生年金（公務上・公務外）	遺族基礎年金

・年金の併給調整

公的年金制度は「1人1年金」が原則です。年金受給権が複数ある場合は「年金受給選択申出書」を提出していただきます。（選択替え可能）

・年金額の算出基礎

組合員期間 ————— 加入していた月数

算出基礎

- (1) 昭和56年4月1日～平成15年3月31日までの組合員期間に係る平均給料月額
- (2) 平成15年4月1日～平成27年9月30日までの組合員期間に係る平均給与月額（期末手当等含む）
- (3) 平成27年10月1日以降の組合員期間に係る平均標準報酬額（標準期末手当等含む）

組合員期間に応じて、上記(1)～(3)で算出した年金額を合計して支給することとなります。また、(1)(2)の組合員期間を有する方には、厚生年金部分と同時に、経過措置として職域年金部分も併せて計算されます。

なお、年金払い退職給付は、公務員独自の年金制度となりますので、別個の年金として計算されます。

・年金支給



公務員として勤務した年金は、退職した時の所属していた共済組合から支給します。
(②+③+④)

ワンストップサービス（P37 参照）により他の実施機関の請求受付をどの窓口でも行えますので、講師として加入していた一般厚生年金被保険者期間（①）の請求も同時に行うことができます。（現職組合員は、原則和歌山支部へ請求書を提出してください。）

ただし、決定（裁定）、支給は各実施機関で行います。

・年金の請求

年金は、自動給付ではありません。請求書等一件書類を実施機関に提出してください。時効は給付事由が生じた日から5年です。

2 老齢給付

(1) 老齢厚生年金（経過的職域加算額含む。）

老齢厚生年金は、退職後の所得を保障するために支給される年金です。（そのうち一定の要件を満たした方が60～64歳で受給できるものを特別支給の老齢厚生年金といいます。）

ア 本来支給の老齢厚生年金

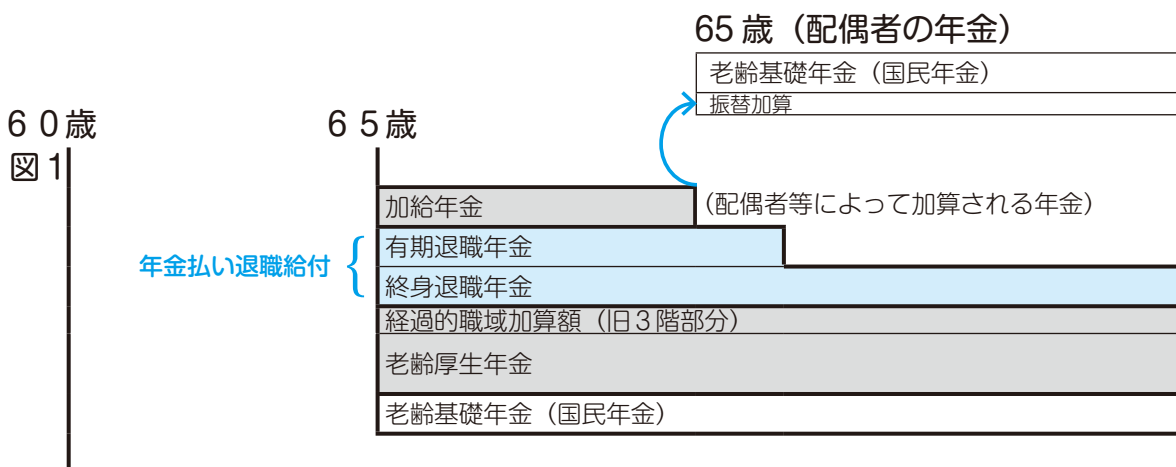
本来、年金は65歳から受給することができ、その部分を老齢厚生年金といいます。

・支給要件

- a 65歳以上であること
- b 厚生年金被保険者期間があること（P19参照）
- c 受給資格期間が10年以上であること（※1参照）

※1 厚生年金被保険者期間、国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間（海外に居住していた期間等）を合算した期間をいいます。

法改正のため平成29年8月より、「25年以上」から「10年以上」に短縮されました。



が老齢厚生年金に該当する部分になります。

が新3階部分になり、施行日以降に加入した期間が支給されます。

は日本年金機構から支給されます。

図1の場合、年金制度加入期間が共済組合のみの方の年金証書は、「老齢厚生年金」「退職共済年金（経過的職域加算額）」「年金払い退職給付」「老齢基礎年金」の4種類です。

加給年金（配偶者または子の年金）

加給年金とは厚生年金被保険者期間が20年以上である者が満額支給の年金を受給した時または65歳に達した時、その者によって生計を維持していた65歳未満の配偶者（収入が850万円（所得金額655万5千円）未満かつ、年金を受給していないこと）や18歳に達した日の属する年度末までの間にある子または20歳未満の障害状態が1～2級にある子がいるときに加算されるものです。

※ 加給年金の対象となる配偶者が、障害給付または加入期間20年以上の老齢給付の受給権がある場合は、加給年金の支給が停止されます。

☞ 昭和41年4月1日以前生まれの配偶者が65歳で受けることとなる老齢基礎年金に、一定の要件により「振替加算」が加算されます。（詳細は、ねんきんダイヤル等にお問い合わせください。）

☞ 令和元年10月より「年金生活者支援給付金」という制度が開始されました。

当該給付金については、日本年金機構が審査決定や支給事務を行います。支給には「前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下であること」等の複数の要件がありますので、ご自身が支給対象になるか否か等は、ねんきんダイヤル等にお問い合わせください。

（前年の年金収入額に障害年金、遺族年金等の非課税収入は含まれません。）

イ 特別支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金は本来65歳から支給されるものです。しかし、一定の要件を満たせば、65歳未満でも「特別支給の老齢厚生年金」を受けることができます。なお、一般厚年
被保険者（民間会社等の厚生年金）の女性の支給開始年齢とは異なります。

- ・支給要件
 - a 支給開始年齢（表1）以上であること
 - b 厚生年金被保険者期間が1年以上であること
 - c 受給資格期間が10年以上であること（P21 ※1 参照）

表1

生年月日	特別支給	65歳～ 本来支給
昭和32年4月2日 ～ 昭和34年4月1日	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 特別支給の老齢厚生年金の場合は、経過 的職域加算額（旧3階部分）とに分かれて2 つ支給されます。 </div> <div style="text-align: center;"> 63歳 ↓ </div> <div style="text-align: center;"> 経過的職域加算額（旧3階部分） </div> <div style="text-align: center;"> ↑ 特別支給の老齢厚生年金 </div>	加給年金（配偶者等によって加算される年金）
		年金払い退職給付
		老齢厚生年金
		老齢基礎年金（国民年金）
		加給年金（配偶者等によって加算される年金）
昭和34年4月2日 ～ 昭和36年4月1日	<div style="text-align: center;"> 64歳 </div> <div style="text-align: center;"> 経過的職域加算額（旧3階部分） </div> <div style="text-align: center;"> ↑ 特別支給の老齢厚生年金 </div>	年金払い退職給付
		老齢厚生年金
		老齢基礎年金（国民年金）
		加給年金（配偶者等によって加算される年金）
		年金払い退職給付
昭和36年4月2日 ～		経過的職域加算額（旧3階部分）
		老齢厚生年金
		老齢基礎年金（国民年金）
		加給年金（配偶者等によって加算される年金）

■は、共済組合から支給され、□は、日本年金機構から支給されます。
■は、新3階部分になり、施行日以降に加入した期間を共済組合から支給します。

☞ 加給年金（配偶者等によって加算される年金）についてはP21をご覧ください。

☞ 昭和29年10月2日～昭和36年4月1日生まれの方は、特別支給の老齢厚生年金の支給が決定すると「特別支給の老齢厚生年金」と「退職共済年金（経過的職域加算額）」の2種類の年金証書が届きます。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の特例

特別支給の老齢厚生年金には障害者特例と長期加入者の特例という制度があります。退職している方がそれぞれの支給要件に該当した場合は、特例請求することができます。

この特例は、昭和36年4月1日以前生まれの人が対象となります。

（ア）障害者特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が下記の要件を満たしたときに請求できます。

- ・障害者特例の支給要件
 - a 被保険者でないこと
 - b 障害等級1級から3級までの障害状態にあり、特例の請求を行うこと
- ☞ 組合員である間に初診日のある傷病に限りません。

・ 障害者特例の請求方法

障害者特例を請求する場合、以下の2つのパターン（Ⅰ～Ⅱ）があります。

Ⅰ すでに障害厚生（共済）年金の受給権をお持ちの方

⇒ 共済組合本部から「老齢厚生年金障害者特例・繰上げ調整額請求書」を送付いたしますので、特別支給の老齢厚生年金請求書類と併せて提出してください。

Ⅱ 公立学校共済組合で障害程度の認定を受けていない方

⇒ 障害者特例が請求できるかを事前に確認する必要がありますので、和歌山支部に相談してください。

傷病名や初診日等を確認させていただいたうえで、今後の手続について案内します。

（イ）長期加入者の特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が下記の要件を満たしたときに発生します。

・ 長期加入者の特例の支給要件

- a 被保険者でないこと
- b 組合員期間が44年以上あること

・ 長期加入者の特例の請求方法

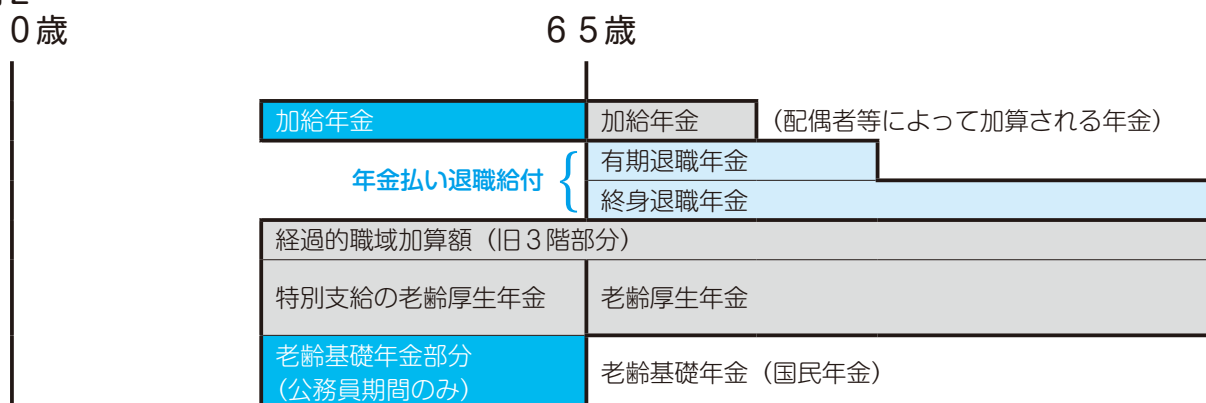
特別支給の老齢厚生年金請求書の提出のみでほかの手続は不要です。

（ウ）特別支給の老齢厚生年金の特例の年金額

特別支給の老齢厚生年金と同時に老齢基礎年金部分（公務員期間分のみ）及び、加給年金（対象者がいる場合）が受給できます。（図2参照）

なお、支給開始年齢につきましては、P22の表1でご確認ください。

図2
60歳



■ は、特別支給の老齢厚生年金の特例に該当する部分です。
 ■ は、共済から支給され、□ は日本年金機構から支給されます。
 ■ は、新3階部分になり、施行日以降に加入した期間分を、共済組合から支給されます。
 ☞ 加給年金（配偶者等によって加算される年金）についてはP21をご覧ください。

(2) 老齢厚生年金の繰上げ支給

年金受給要件を満たした方が、60歳に達した以降、希望すれば年金を繰り上げて請求することができます。ただし、一度請求すると繰上げを取り消すことはできませんので、十分にご検討ください。

なお繰上げ請求については、以下の留意事項があります。

- ☞ 老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金についても、同時に繰上げ請求する必要があります。(全ての年金が減額支給となります。)
- ☞ 年金払い退職給付についても、別途繰り上げて受給できます。

・留意事項

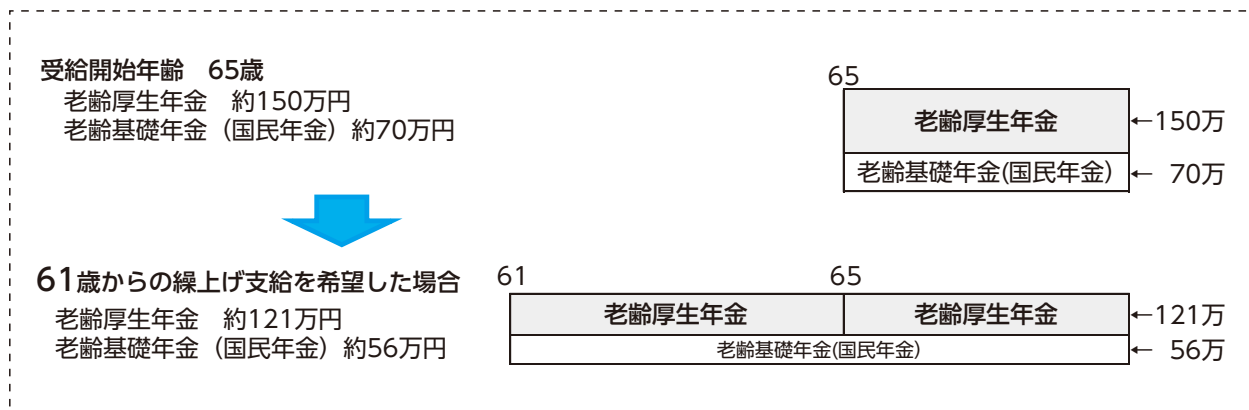
- a 年金額は繰り上げた月数1ヵ月あたり0.4%（注1）が減額され、減額は生涯続きます。
- b 老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金についても、同時に繰上げ請求する必要があります。(全て減額支給となります。)
- c 平成27年9月までの組合員期間に係る経過的職域加算額も同時に繰上げ請求する必要があります。(計算方法は下記の計算式と同じです。)老齢厚生年金の繰上げ支給の請求書によって、併せて請求することとなります。
- d 在職中でも請求できますが、原則として支給停止されます。
- e 雇用保険の給付を受ける場合は、年金の全部または一部が支給停止されます。
- f この制度を利用すると、事後重症（P27参照）による障害厚生（共済）年金などの請求はできません。

<計算式>

$$\begin{aligned} & \text{繰上げ請求後の老齢厚生年金受給額} \\ = & \text{老齢厚生年金額} \times (1 - 4 / 1000 \text{ (注2)}) \times \text{繰上げする月数} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{繰上げ請求後の老齢基礎年金受給額} \quad (\text{※最大24\%減額}) \\ = & \text{老齢基礎年金額} \times (1 - 4 / 1000 \text{ (注2)}) \times \text{繰上げする月数} \end{aligned}$$

例 昭和37年6月11日生まれの方が、61歳からの繰上げ支給を希望した場合



(注1) 昭和37年4月1日以前生まれの者は0.5%

(注2) 昭和37年4月1日以前生まれの者は5/1000

(3) 老齢厚生年金の繰下げ支給

「老齢厚生年金」は65歳から受給することができます。ただし、本人の希望により、65歳に達したときには請求せず、66歳以降に繰下げを申し出ることにより、その翌月分から繰り下げた期間に応じて加算した年金を受け取ることができます。

☞ 特別支給の老齢厚生年金には、繰下げ支給の制度はありません。

・繰下げ加算額

原則、65歳時点の老齢厚生年金額を基準として、繰り下げた月数1カ月あたり0.7%の増額率を乗じて計算します。

65歳から繰下げ申出をするまでの待機中は年金の支給はありません。また、加給年金額は繰下げ待機中には受給することができず、繰下げ加算額の計算の対象にもなりません。

☞ 在職中（公務員、会社員等）での年金の支給停止（在職停止）される部分については、増額の対象外となります。

・次に該当する方は、繰下げの申出を行うことができません

- a 66歳到達前に遺族や障害の年金（障害基礎年金を除く。）の受給権を有している方
- b 他の公的年金制度による、65歳から支給の老齢厚生（退職共済）年金を既に受給している方
- c 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金を繰り上げて受給している方

・留意事項

- a 他の公的年金制度の老齢厚生年金も受給できる場合には、全ての老齢厚生年金を同時に繰り下げする必要があります。
- b 平成27年9月までの組合員期間に係る「経過的職域加算額」も老齢厚生年金と同様の条件で繰下げ申出を行うこととなります。
- c 老齢厚生年金と老齢基礎年金、平成27年10月以後の組合員期間に係る年金払い退職給付は、それぞれ別の希望月で請求（繰下げ申出）することができます。
- d 繰下げ支給の老齢厚生年金は、最大120月（注3）まで繰下げ待機することができます。75歳（注4）到達日以後に受給の申出をした場合、請求時期に関わらず、75歳（注4）到達時点での増額率になり、75歳（注4）まで遡って年金が決定支給されることとなります。なお、80歳（注5）到達後に受給の申し出をした場合、時効により年金が支払われない部分が発生します。

<計算式>

$$\begin{aligned} & \text{本来支給の老齢厚生年金額} \times (1 + 7 / 1000 \times \text{繰下げの月数}) \\ = & \text{繰下げ請求後の老齢厚生年金受給額} \end{aligned}$$

（注3）昭和27年4月1日以前生まれの者は60月

（注4）昭和27年4月1日以前生まれの者は70歳

（注5）昭和27年4月1日以前生まれの者は75歳

老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ請求手続

年金受給を希望する場合、年金受給希望対象月の前月に請求書を提出しなければなりません。(請求書の受理日の翌月から年金が支給されます。)

どの実施機関(日本年金機構、共済組合等)でも手続ができますので、受給を開始したい月の1ヵ月前にご希望の窓口にお問い合わせください。ただし退職後6ヵ月以内に請求を希望の場合のみ、公立学校共済組合和歌山支部へご連絡下さい。

※ 繰上げ請求の場合は、全ての年金が減額となります。(P24 参照)

3 障害給付

(1) 障害厚生（共済）年金

組合員が在職中の病気やけがで、障害の状態になったときは、年齢に関係なく、年金または障害手当金（一時金）が支給されます。障害厚生（共済）年金の年金額は、公務等による傷病（公務または通勤による傷病）と公務等によらない傷病では異なります。

なお、請求方法は障害認定日請求と事後重症請求の2つがあります。

また、障害厚生（共済）年金は在職中も、厚生年金部分のみ支給されます。

・支給要件

- a 厚生年金被保険者期間に初診日（※1）があること
（原則として、初診日が属する実施機関において決定）
- b 保険料納付要件を満たしていること
- c 障害認定日（※2）または、障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級から3級までの状態にあること

※1 初診日：病気にかかり、または負傷した方が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

※2 障害認定日：原則として初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日をいいます。

ただし、初診日から1年6ヵ月以内に下記の状態になった場合は障害認定日が異なります。

特例症例

- ・ 上肢、下肢を離断又は切断したもの
- ・ 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換したもの
- ・ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着したもの
- ・ 人工透析療法を施したもの
- ・ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を装着したもの
- ・ 喉頭全摘出手術を施したもの
- ・ 心臓再同期医療機器、除細動器機能付き心臓再同期医療機器を装着したもの
- ・ 新膀胱造設術を施したもの
- ・ 人工肛門、又は尿路変更術を施したもの
- ・ 在宅酸素療法を行っているもの
- ・ 遷延性植物状態であるもの
- ・ 脳血管疾患による機能障害のもの
- ・ 人工骨頭又は人工関節を挿入置換したもの

☞ 障害等級は、市町村が発行する障害者手帳の等級とは異なります。（障害程度の認定請求をしていただき、本部の専門医が決定します。）

☞ 障害等級1・2級に認定された場合、障害厚生年金と同時に障害基礎年金を受給することになります。

・障害認定日請求

障害認定日まで遡って年金を受給することができます。認定日から年金請求日までの期間が1年未満の場合は認定日時点の診断書が1枚、1年以上の場合は認定日時点と現況の診断書の2枚が必要であり、認定日時点の症状で審査します。

・事後重症請求

事後重症請求の場合、請求書を和歌山支部で受け付けた翌月分から受給でき、現況の診断書で審査します。

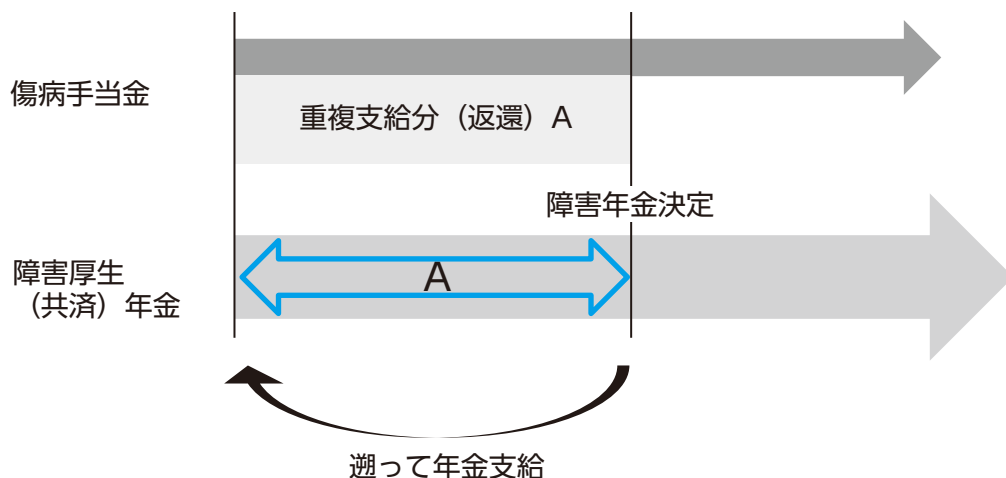
また、在職中に初診日があり、かつ障害認定日（初診日から1年6月経過した日またはそれ以前に症状が固定した日）に1～3級に該当しなかったが、その後症状が悪化した場合65歳に達する日の前日までに、初診日時点で加入していた実施機関（ただし、初診日が共済組合の組合員期間にある場合は、最後に加入した共済組合）へお問い合わせください。

・障害厚生（共済）年金と短期給付の傷病手当金（P 16）との調整

同一の傷病について障害厚生（共済）年金（障害基礎年金）の支給を受けることができる場合、障害厚生（共済）年金と傷病手当金の調整が必須となります。



- ☞ 傷病手当金を受給している組合員で、後に障害厚生（共済）年金等が決定された場合、支給が重複している期間が発生しますので、その期間の障害年金相当金額を返還してもらうこととなります。



(2) 障害手当金（一時金）

・支給要件

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気・けがが初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害程度にあるものに支給されます。ただし、下記のいずれかに該当する場合は支給されません。

- 障害基礎年金の受給に必要な保険料納付要件を満たしていないとき
- 厚生年金保険の年金給付の受給権があること（障害等級3級以上に該当しなくなって3年を経過した人を除く）
- 国民年金の給付または共済組合等の年金給付の受給権があるとき
- 同じ傷病・けがで地方公務員災害基金（労災保険）による障害補償給付、労働基準法による障害補償、船員保険法による障害給付などを受けられる者

4 遺族給付

(1) 遺族厚生年金

組合員または組合員であった者の死亡後、遺族に支給される年金です。

障害厚生年金同様公務等による死亡と公務等によらない死亡では年金額は異なります。

・支給要件

a 次のいずれかの要件に該当するときに、その遺族に支給されます。

- ① 厚生年金被保険者が死亡したとき
- ② 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、厚生年金被保険者の資格喪失後、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき
- ③ 障害等級の1級または2級に該当する障害厚生（共済）年金等の受給権者が死亡したとき
- ④ 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生（退職共済）年金の受給権者または受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき

b 遺族として受給すべき該当者がいること

組合員又は、組合員であった者の死亡当時、その者により生計を維持されていた者のうち恒常的な収入が850万円（所得金額655万5千円）未満（5年以内に定年退職により850万円未満となることが明らかな者を含む。）に該当する下記（第一～第四順位）の者になります。

第一順位 配偶者^{※1} 及び子^{※2}

第二順位 父母^{※1}

第三順位 孫^{※2}

第四順位 祖父母^{※1}

※1 遺族厚生年金は、55歳以上の者が対象になります。（妻は年齢条件なし）

※2 18歳に達した日の属する年度末までの間にある者または20歳未満で障害等級1～2級の状態にある者が対象になります。

・注意事項

遺族に該当する者が、夫・父母・祖父母の場合、遺族厚生（共済）年金は60歳まで支給停止になります。ただし、遺族基礎年金を受給する夫については、遺族厚生（共済）年金も支給されます。

遺族基礎年金は、残された子または子のいる配偶者に支給される年金です。

なお、遺族に該当する者が30歳未満の妻の場合、夫の死亡時に遺族基礎年金の受給権がないときは、遺族厚生年金は5年を経過すると打ち切られます。

(2) 遺族厚生（共済）年金の転給制度の廃止

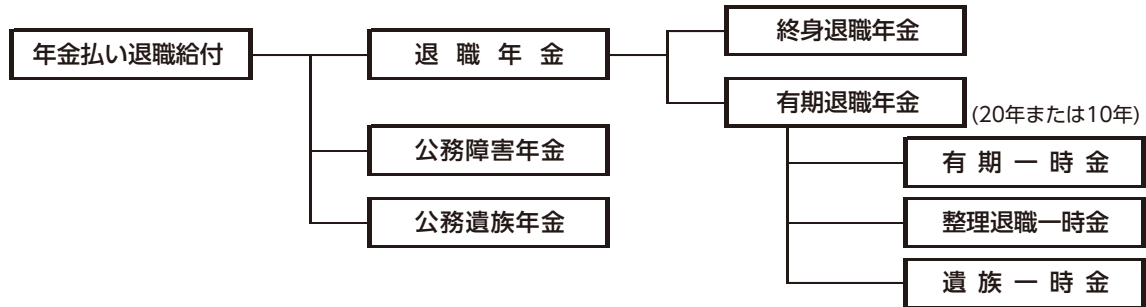
平成27年10月1日以後に死亡した者の遺族厚生年金については、同順位の遺族がいない限りは消滅します。

5 年金払い退職給付（退職等年金給付）

施行日以降、共済年金の職域年金部分が廃止され、新たな3階部分として年金払い退職給付が創設されました。

年金払い退職給付は、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3つの給付があります。

保険料は標準報酬月額及び標準期末手当等の額をもとに算定され、労使折半となります。



(1) 退職年金

65歳から受給できる給付で、積立てた給付算定基礎額をそれぞれ1/2（組合員期間が10年未満のときはそれぞれ1/4）にし、有期退職年金と終身退職年金として、受給します。

(P31 図3 参照)

・支給要件

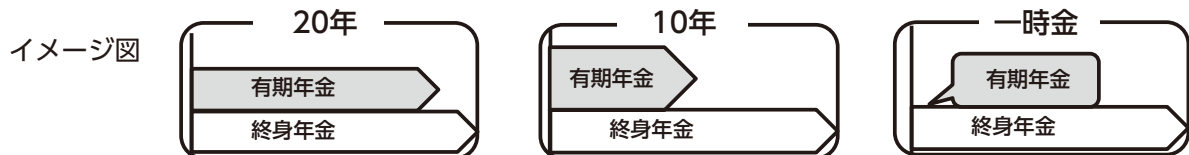
- a 1年以上の引き続く組合員期間があること（平成27年10月以前の組合員期間含む。）
- b 65歳に達していること
- c 退職していること

ア 終身退職年金

終身にわたり受給できる年金です。

イ 有期退職年金

請求の際に、20年、10年もしくは一時金（有期一時金）のいずれかの支給期間を選択し、受給します。

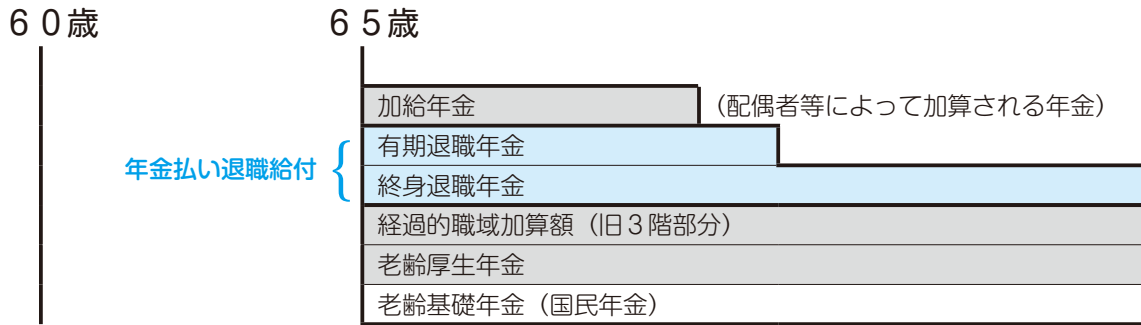


☞ 一時金（有期一時金）を選択する場合、退職手当等とみなす一時金として退職所得の課税対象となりますので、退職した年の所得として退職手当等の額と合算して税額を計算しなされます。「退職所得の受給に関する申告書」「退職所得の源泉徴収票」が併せて必要となります。

☞ 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分又は、これに相当する処分をうけて退職した場合、当座の生活を保障するため、有期年金部分を整理退職一時金として支給します。

☞ 本人（組合員期間1年以上を有する者）死亡の場合は、有期退職年金の残余部分を遺族に遺族一時金として支給します。

図3



ウ 退職年金の支給の繰上げ

退職年金の受給要件を満たし、60歳以上65歳未満であれば、繰上げて請求することができます。ただし、給付算定基礎額は繰上げの請求をした日までとなります。

エ 退職年金の支給の繰下げ

退職年金の受給権者である者が、請求をしていない場合に、受給権を取得した日から10年までの間であれば、繰下げて請求することができます。この場合の、給付算定基礎額は繰下げの申出をした日までとなります。

☞ 退職年金の繰上げ又は繰下げの申出は、終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要があります。

オ 受給権者が死亡したとき

終身年金は終了し、有期年金の残余部分は遺族（P29 参照）に一時金として支給されます。

(2) 公務障害年金

・ **支給要件** 次の全てを満たすことが必要です。

- 公務による傷病により障害状態となったこと
- 公務による傷病の初診日において組合員であること
- 障害認定日において、その公務による傷病により、障害等級1級から3級に該当する障害状態であること

・ **留意事項**

- 全額終身年金として支給されます。
- 組合員である間は、全額支給停止されます。
- 障害の程度が変わった場合は、年金額が改定されます。
- 現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置があります。

(3) **公務遺族年金** 次のいずれかに該当したときに、その遺族に支給されます。

- 組合員が公務による傷病により死亡したとき
- 退職後、組合員であった者が、組合員期間中に初診日がある公務による傷病により初診日から5年以内に死亡したとき
- 障害等級1級または2級の公務障害年金の受給権者が、その原因となった公務による傷病により死亡したとき

6 年金の支給

年金支給の対象となる月は、受給権発生日の翌月分からとなります。

2月、4月、6月、8月、10月そして12月の支給期月の15日に、その支給期月の前月までの2ヵ月分の年金を受給します。

15日が土曜日であれば、14日に支給されます。15日が日曜日であれば13日に支給されます。

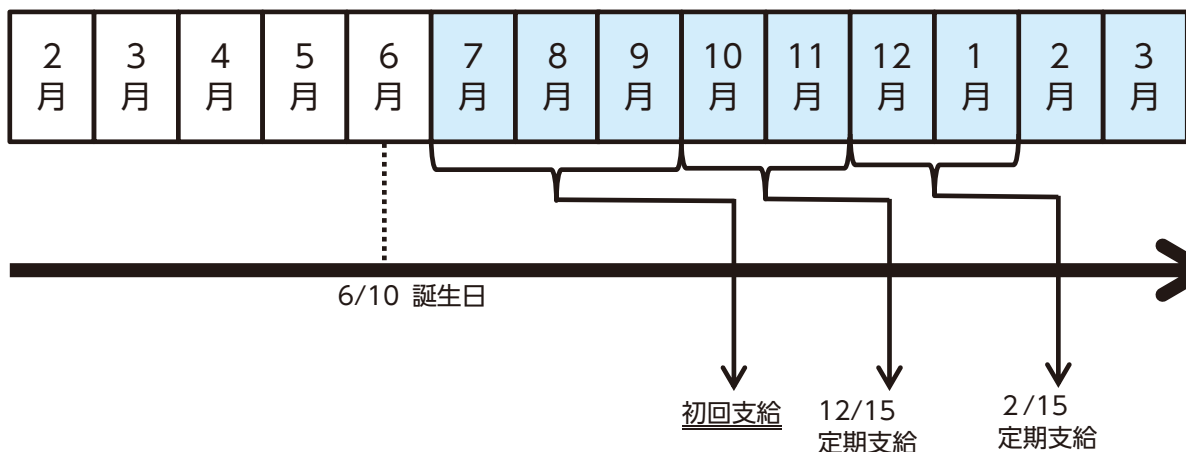
ただし、初回支給日は年金決定後（請求書を提出した約3～4ヵ月後）の支給となりますので、必ずしも、定期支給日に支給されるとは限りません。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
受給分	12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

たとえば、昭和37年（1962年）6月10日生まれの方であれば、令和9年（2027年）7月分から老齢厚生年金を受給することになります。

2027年

2028年



被用者年金一元化により、他の公的年金機関と情報交換を行いますので、本部で受付した日から年金決定まで、3～4ヵ月ほど時間を要します。

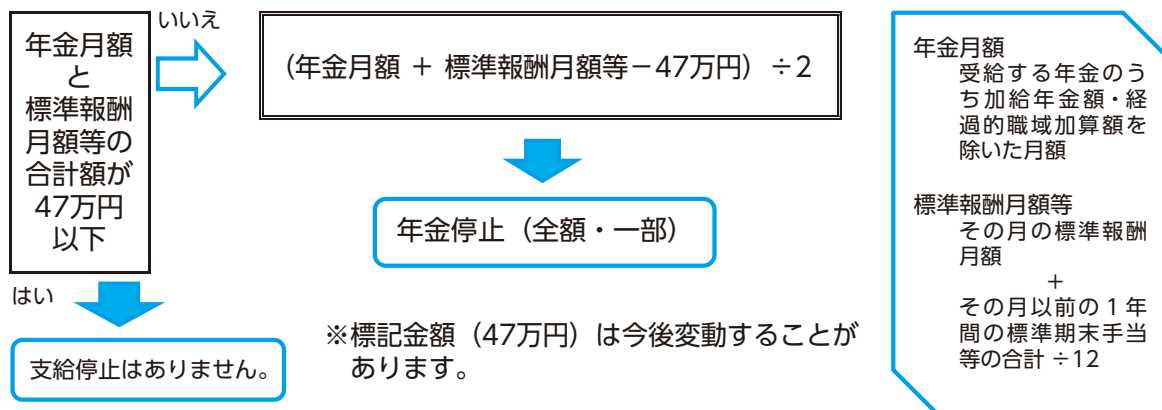
なお、初回は決定した時点で支給しますので、偶数月の15日支給とは限りません。

7 年金額の支給調整

(1) 年金受給者が在職中（公務員、会社員等）の場合の支給停止

以下の算式により、在職中の年金の全額、一部が支給停止となります。

2つ以上の種別の厚生年金を受けている場合は、年金額を合算して支給停止額を計算します。ただし、老齢基礎年金の調整は行われません。



加給年金額が支給される場合で、年金の一部が支給停止の場合は加給年金額が減額されず支給されますが、全額が支給停止となる場合には、加給年金額も支給されません。加給年金（配偶者または子の年金）については、P21、P43 参照

- ☞ 被用者年金制度に加入していない場合は、年金額の調整は行われません。
- ☞ 年金月額のうち、経過的職域加算額（旧3階）は、再就職（私学共済、一般企業等）のときは支給されますが、再任用等で国・地共済の年金制度に加入したときは、全額支給停止となります。
- ☞ P34 年金受給者の在職中（公務員、会社員）の場合の年金停止額計算を参照してください。

(2) 雇用保険の給付を受ける方の調整

65歳未満の年金受給者の方が雇用保険の給付を受けることになったときで、以下に該当する場合は年金の支給が停止されます。

・対象となる年金

- 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金
- 繰上げ支給の老齢厚生（退職共済）年金

・雇用保険の給付の種類・調整

ア 失業給付の基本手当

離職後に公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みを行い、基本手当を受けることになると、対象となる方の年金は、求職申込みをした日の属する月の翌月から受給が終了した月まで全額支給停止されます。

公共職業安定所に求職の申込みをする前に、基本手当の額を確認し、年金額と比較したうえで、どちらを受給するか選択するようお勧めします。

イ 高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金・高年齢再就職給付金）

再就職したことにより、高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職中の支給停止に加えて、一部支給停止されます。

- ☞ 高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者で、原則として60歳以降の賃金（給与等）が60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給されます。（詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。）
- ☞ 失業給付等を受給するようになった場合は、「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当（消滅）届書」を共済組合本部へ提出してください。（用紙は、年金請求書とともに送付されます。また公立学校共済組合本部ホームページにも掲載されています。）

8 年金受給者の在職中（公務員、会社員）の場合の年金停止額計算

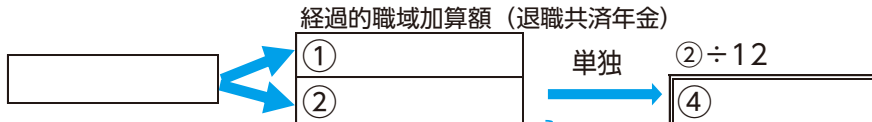
年金受給者の在職停止（年金停止額）

P33記載のとおり再就職した場合、年金の全額または一部が支給停止となりますので、下表チャートをご活用ください。

☆年金月額・標準報酬月額等を計算してください☆

年金月額（受給している年金額を記入してください）

- 共済組合から支給の年金



- その他（日本年金機構等支給年金）



年金月額

2つ以上の厚生年金を受給している場合⑤

標準報酬月額等（再就職先の報酬月額等を記入してください）

- 毎月の給料（賃金）に係る標準報酬月額
- 過去一年間の期末手当（賞与）に係る標準期末手当等（賞与）の額



☆再就職先の年金制度に応じて停止額を計算してください☆

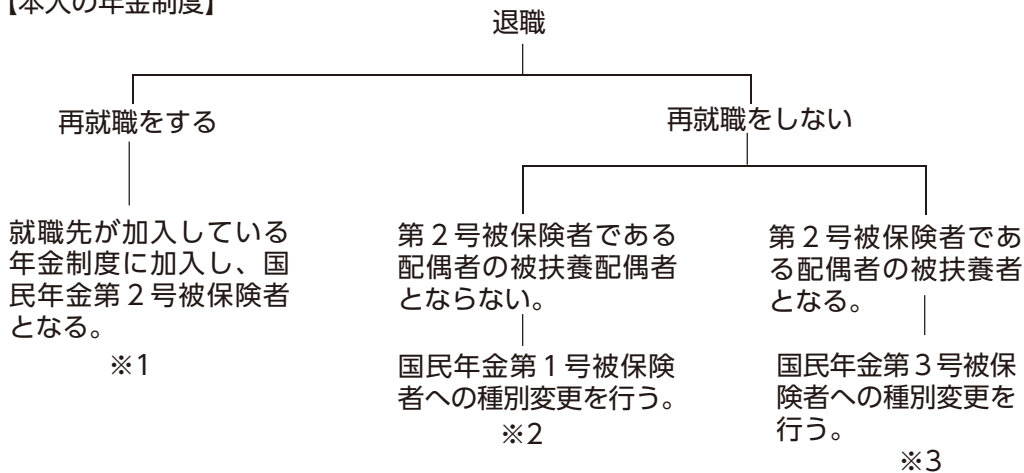
再就職先の年金制度		年金停止額（年額）
A	一般（民間等）・私学共済厚生年金加入	$(\text{年金月額} + \text{標準報酬月額等} - 47 \text{万円}) \div 2 \times 12$ $(\text{④or⑤} + \text{⑩} - 47 \text{万円}) \div 2 \times 12$
B	国・地共済（再任用等）厚生年金加入	$\{(\text{年金月額} + \text{標準報酬月額等} - 47 \text{万円}) \div 2 \times 12\} + \text{経過的職域加算額}$ $\{(\text{④or⑤} + \text{⑩} - 47 \text{万円}) \div 2 \times 12\} + \text{①}$
C	年金制度加入しない（非常勤講師等）	調整なし

9 退職後の年金制度への加入

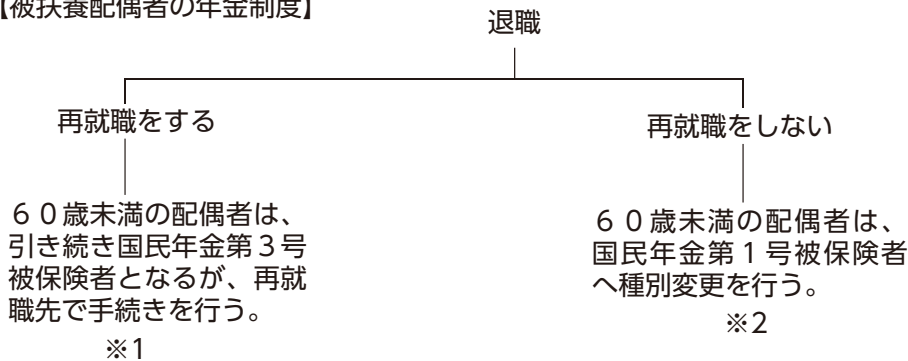
- ① 国民年金は、20歳から60歳までは強制加入となっています。60歳未満で組合員本人が退職したときは、国民年金の加入手続をしなければなりません。
- ② 配偶者が被扶養配偶者として国民年金の第3号被保険者(20歳～60歳未満)となっていたときは、組合員本人が退職することによって第3号被保険者の資格を喪失しますので種別変更の届出が必要となります。

☞ 任意継続組合員になっても、共済組合の短期（医療）部分しか当てはまらず、長期（年金）部分はどこにも加入していないので、国民年金等に参加してください。

【本人の年金制度】



【被扶養配偶者の年金制度】



※1 再就職先で手続が必要です。

※2 お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口、もしくは最寄りの日本年金機構の年金事務所（裏表紙参照）で手続が必要です。

※3 配偶者の就職先で手続が必要です。

国民年金（基礎年金）の被保険者の種別

種別	対象者	保険料の納付方法
第1号被保険者	国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者、学生などで、第2号および第3号に該当しない人	保険料は、本人が納付します。
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者（65歳以上で老齢年金を受ける人を除く。）	保険料は、加入している共済組合等（実施機関）が一括して拠出します。
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人	保険料は、第2号被保険者が加入する共済組合等（実施機関）が一括して拠出します。

☞ 第2号被保険者とは、65歳未満の組合員または65歳以上70歳未満で老齢基礎年金の受給資格期間10年以上を満たしていない組合員。なお、組合員（65歳以上70歳未満）で老齢基礎年金の受給資格期間10年以上を満たしている場合は国民年金第2号に該当しないため、被扶養配偶者は、60歳未満であっても第3号被保険者に該当せず第1号被保険者となる。

10 離婚時の年金分割制度

離婚または婚姻の取消し（以下「離婚等」という。）をした場合、婚姻期間中の給料（標準報酬月額）および期末手当等（標準期末手当等）の額（以下「標準報酬総額」という。）を当事者間で分割することができます。

原則として、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内に請求を行う必要があります。

なお、平成19年4月1日以降に成立した離婚等に限られます。

退職後の年金分割手続については、共済組合本部へお問い合わせください。

(1) 合意分割

当事者は、協議などにより按分割合（婚姻期間中の標準報酬総額の夫婦合計のうち、分割を受ける側の分割後の持ち分となる割合をいう。）について合意したうえで、年金分割の請求（標準報酬改定請求）を行います。

(2) 第3号被保険者期間の分割

平成20年4月1日以降の国民年金の第3号被保険者期間については、離婚等をした場合に当事者一方からの請求により、当事者間の合意がなくても相手方の標準報酬総額を2分の1に分割することができます。

施行日以後は、婚姻期間中に2以上の年金制度期間があった場合、請求書を受付けた実施機関が、該当する全ての実施機関に書類を回付し同時に分割することとなります。そのため請求書を実施機関ごとに提出する必要はなくなります。

なお、情報提供においても、他の実施機関の期間における対象期間標準報酬総額を合算して通知します。

☞ 必要書類については、お問い合わせ時に案内します。

☞ 施行日以後に作成された公正証書等に添付されている情報通知書が施行日以後に作成されていない場合は、**無効**となります。

☞ 年金分割の試算は、情報提供時に **50歳以上**の希望者のみ算出することができます。

11 ワンストップサービス

施行日前は、年金の請求手続や年金相談については、共済組合の期間は共済組合へ、厚生年金の期間は日本年金機構へと別々に行っていましたが、施行日後は、本人が希望する各実施機関で年金請求・届出手続の受付ができるようになりました。

ワンストップサービスの主な内容は下記のとおりです。

(1) 年金相談

年金制度・年金加入記録・各種手続に関する照会に対応します。

(2) 年金情報（ねんきん定期便）の提供

詳細については、P38「年金額等のお知らせ」を参照

(3) 年金請求の受付手続

年金請求の受付を行います。2つ以上の被保険者期間を有する場合、他の実施機関にデータ等を回付しますので、同時に請求書を受付したことになります。

ただし、年金の裁定及び支給は、それぞれの実施機関で行います。

ワンストップサービス対象とする年金種別


○老齢厚生年金

（既退職一時金受給者は、該当実施機関が受付をする。）

○遺族厚生年金

（在職死亡の場合は、加入している実施機関が受付をする。）

○離婚時の年金分割請求

 障害厚生年金については、初診日において加入している実施機関が受付することが原則となっていますので、ワンストップサービスの対象外となります。

(4) 年金受給権者の届出手続


各種届書等を各実施機関共通とし、届書等の受付をします。

ワンストップサービス対象とする届書（以下届書等は一部です。）

○年金受給権者氏名変更届 ⇒ 氏名を変更する場合

○年金受給選択申出書 ⇒ 年金受給権が複数ある場合

○年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書 等

 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書や障害給付、退職一時金に関する届書等ワンストップサービス対象外の場合もありますので、事前に各実施機関（裏表紙）にお問い合わせください。

12 年金額等のお知らせ

(1) 年金見込額

ア ねんきん定期便

「ねんきん定期便」は、国民年金及び厚生年金保険に加入している組合員及び年金待機者の方に、毎年1回、誕生月の末日頃に年金加入期間や老齢年金の見込み額などに関する情報を送付しています。

☞ 組合員に送付しています。(原則、公立学校共済組合本部より送付しますが、送付時期によっては、以前の加入機関から送付されることもあります。)

☞ 年金待機者の方には、原則として日本年金機構より送付されます。

☞ 35歳、45歳、59歳の方には封書で、それ以外の年齢の方にはハガキで届きます。

<ねんきん定期便で確認できること>

- ・基礎年金番号 (年金等に関するお問い合わせの際に必要です。)
- ・年金加入期間 (年金制度に加入した時点から、ねんきん定期便に記載されている作成年月までの加入期間)
- ・50歳以上の方 老齢年金の種類と見込額 (現在の加入条件で60歳まで加入していたと仮定し、計算した1年間の受取見込額)
- ・50歳未満の方 これまでの加入実績に応じた年金額 (年金制度に加入した時点から、ねんきん定期便に記載されている作成年月までの加入実績に応じた年金見込額)

イ インターネット

『地共済年金情報 WEB サイト』(<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>)年金記録、年金見込額、保険料納付額等を上記ウェブサイトで確認することができます。(基礎年金番号等を登録後、2～3週間後にユーザID通知書が届きますので、そのIDを利用しログインしてください。)

※下記の方についてはご利用いただけません

一時金全額受給期間のみを有する方、退職共済年金・老齢厚生年金の年金受給者の方、離婚時の年金分割制度の適用を受けた方

(2) 「年金払い退職給付」の積立額を確認できます

年金払い退職給付は、公務員制度の一環として平成27年10月以降に創設された新3階部分の年金制度です。

(旧3階部分である共済年金の経過的職域部分は廃止されました。)

毎年7月に「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を送付し、前年度に積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報をお知らせしています。

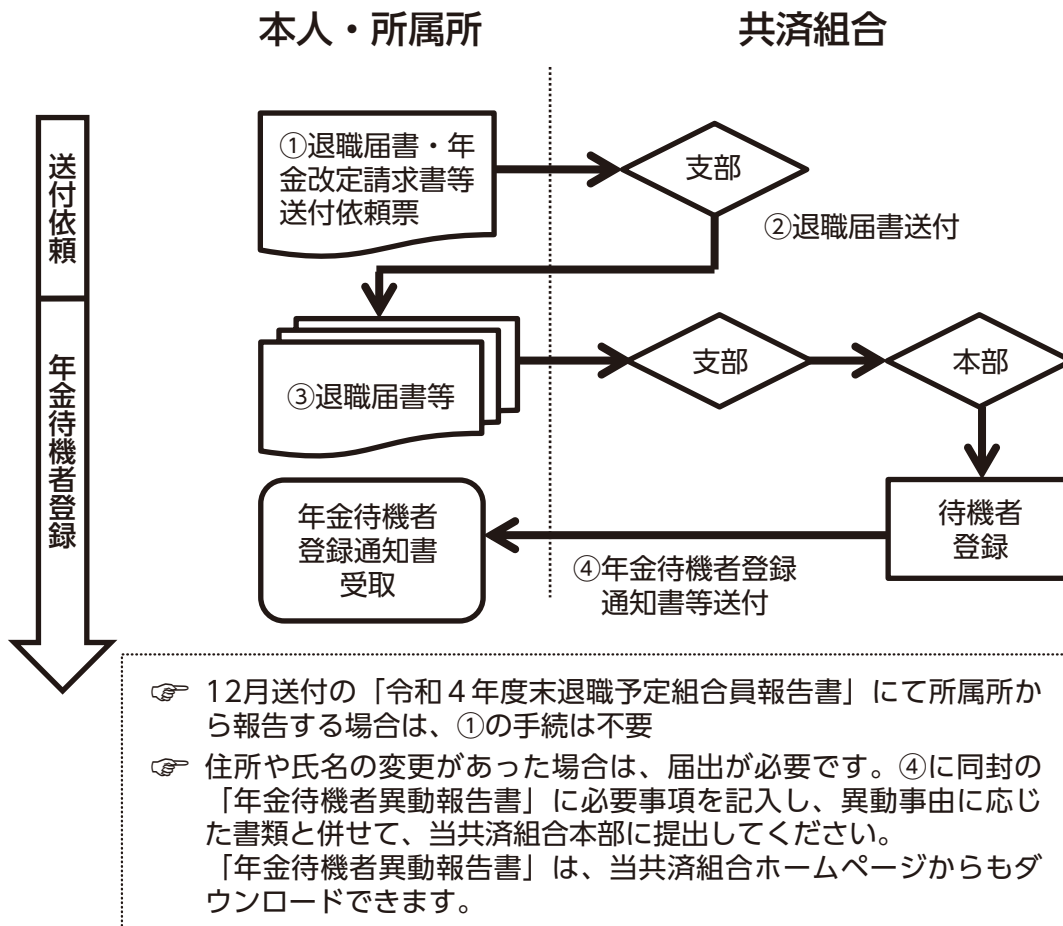
13 年金待機者登録の流れ

年金待機者登録とは、「組合員期間が1月以上あり、退職時に年金請求の資格を満たしていない人」が、将来の年金受給に備え、共済年金の組合員期間を年金待機者として登録することをいいます。待機者登録をするためには、「退職届書」を提出する必要があります。

各組合員の生年月日にあわせて年金受給権が発生しますので、年金の請求をスムーズに行うためにも、必ず年金待機者登録を行ってください。

- ① 所属所より「退職届書・年金改定請求書等送付依頼票」(HP 事務担当者専用ページ)をFAXで送信してください。
 - ☞ 退職日を確認後に送信してください。
- ② ①の依頼を受け、和歌山支部より所属所あてに「退職届書」を送付します。
- ③ 必要事項を記入・修正の上提出してください。
 - ☞ 「履歴等証明願」(HP 組合員専用ページ)及び「勤務記録カード(簿)写し」(A4版)も同時に提出
- ④ 「退職届書」記載の住所あてに「年金待機者登録通知書」等が送付されます。
 - ☞ 年金待機者登録後、年金受給権が発生するおおむね2～3カ月前(P42参照)に原則として「退職届書」記載の住所宛に年金請求に必要な書類が送付されます。

※退職後に、再就職されて厚生年金被保険者となった場合、最後に加入した実施機関から年金請求に必要な書類が送付されます。(P 43 参照)



和歌山支部へ提出

退職届書

◎年金決定者（老齢厚生（退職共済）年金受給者）以外の組合員が退職する場合

全員が提出

※記入要領に従い、楷書ではっきりと記入してください。

退職日以降の日付を記入してください。

支部	組合員番号					
30	1	2	3	4	5	6

退職届書

（共済組合提出用）

公立学校共済組合理事長 殿

届出日 令和 ○○年△△月××日

フリガナ	コウリツ	タロウ	元号	年	月	日	性別
氏名	公立	太郎	昭・平 令	△△	04	01	男・女

フリガナ 氏名 氏名 (氏) (名) 障害状態の有無 有・無

婚姻等により氏名が変わった場合、記入してください。

必ず有無に○してください。

退職年月日	元号	年	月	日	旧姓	旧姓	改姓年月日	基礎年金番号
昭・平 令	△△	03	31				和 成	9450-123456

退職時の職名です。確認してください。

所属機関名	職名	待機者番号(前歴あり)	種別	証書番号
△△小学校	教諭	12345678	2501	1234567

退職者の住所等	郵便番号	住所
649-XXXX	和歌山県 紀の川市	
上欄住所のつづき	町名番地等	
	貴志川町○○1丁目7	
電話番号	0736-○○-○○○○	

市外局番から記入してください。(携帯電話可)

待機者番号と年金証書番号を既にお持ちの方は印字されます。

忘れずに記入!!

住所等訂正欄	フリガナ	住所	市・郡 区(東京都)	町・村 区(指定都市)
フリガナ	住所	都・道 府・県	市・郡 区(東京都)	町・村 区(指定都市)
上欄住所のつづき	町名番地等			
電話番号	-			

忘れずに記入!!

印字されている住所と異なる場合のみ、記入してください。※TEL忘れずに!

退職者の配偶者	配偶者の有無	配偶者の生年月日	配偶者を扶養していますか
	無・有	昭・平 令	している していない

「有」の場合は記入して下さい。

退職届書の記載事項は、事実と相違なく

令和○○年△△月××日

所属機関名及び職名 △△小学校

所属機関の長 氏名 校長 福利 次郎

退職日以降の日付で記入してください。

被扶養者として認定している場合は印字されます。



共済組合記入欄 (任意)										
重複期間	退年・減退の受給権	みなし25年の退共権	退職事由	義務非義務	所属区分	職名	給付制限	一時金支給額		
								種別	一時金額	受給日
有・無	有・無	有・無	普通・定年・勤奨・失職	義・非			有・無			

審査	作成者

共済組合の年金制度

令和〇〇年 △月××日

退職日以降の日付

県教育委員会教育長 様

所 属 所 △△ 小学校

組合員証番号 1 2 3 4 5 6

職 名 教諭

氏 名 公立 太郎

生 年 月 日 昭和
平成 △△年 4月 1日

履歴等証明願

このことについて、地方公務員等共済組合法に基づく長期給付の請求に必要ですので、証明をお願いします。

履歴等証明願は公立学校共済組合和歌山支部のHPからダウンロードできます。
URL (<https://www.kouritu.or.jp/wakayama/index.html>)

※市立（町立）の幼稚園・こども園・高等学校、または和歌山県立医科大学等は、
こちらの履歴等証明願の提出は不要です。

14 年金に関する手続の流れ

年金を受給するためには、年金を請求しなければなりません。年金は大きく分けて3つの事由により支給されますが、年金決定の手続の流れはそれぞれの事由により異なります。

(1) 老齢厚生年金

老齢厚生年金の請求のためには、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」の提出が必要です。

「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」は、年金支給開始年齢に到達する月のおおむね2～3カ月前（表2参照）に最終的に加入している実施機関（国民年金除く。）より送付されます。

年金待機者登録を行ってれば、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が送付されるので、必ず事前に「退職届書」を提出していることが必要です。

・送付時期（最終加入実施機関が公立学校共済組合の場合）

表2

生年月日	4/2～5/1	5/2～6/1	6/2～7/1	7/2～8/1
送付時期	1月末	2月末	3月末	4月末
生年月日	8/2～9/1	9/2～10/1	10/2～11/1	11/2～12/1
送付時期	5月末	6月末	7月末	8月末
生年月日	12/2～1/1	1/2～2/1	2/2～3/1	3/2～4/1
送付時期	9月末	10月末	11月末	12月末

☞ 支給開始年齢になると送付されますので、退職して初めての誕生日に「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が、必ずしも送付されるわけではありません。

☞ 在職中の方は、年金受給権発生月に和歌山支部より所属所あて、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」を送付します。

・手続き等については、下記手続一覧を参照してください。

<手続一覧>

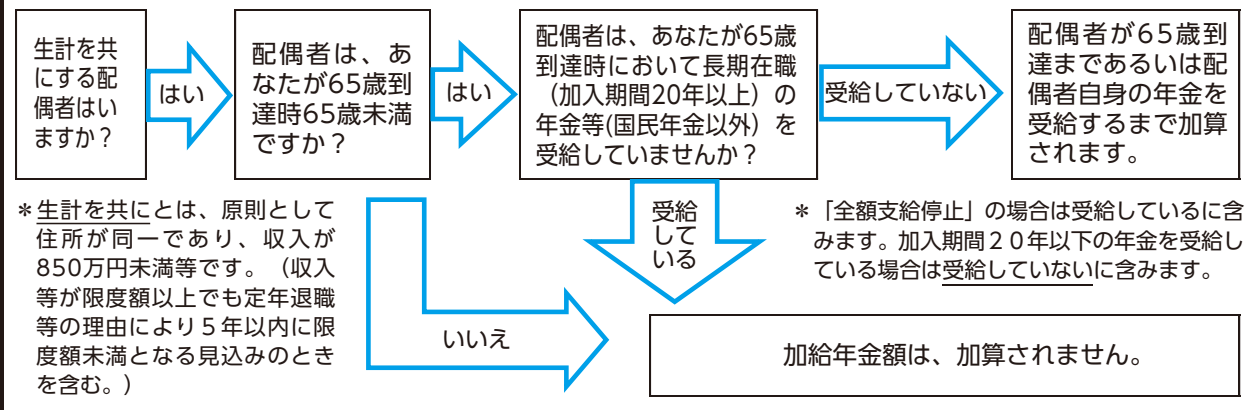
年金受給権発生時

勤務状況	一般企業（民間）会社に再就職	公務員として勤務	就職していない※
	一般厚生年金被保険者	地共済等 厚生年金被保険者	
年金請求書の送付	日本年金機構から送付	加入している共済組合から 該当者に送付 <small>（公立学校共済組合和歌山支部に加入している方には支部より所属所に送付）</small>	公立学校共済組合 本部から送付
	受給権発生月の 2～3カ月前	受給権発生月の2～3カ月前 <small>（公立学校共済組合和歌山支部に加入している方は受給権発生月）</small>	受給権発生月の 2～3カ月前
請求書提出先	公立学校共済組合または、 日本年金機構各年金事務所に提出	原則 年金請求書の 送付元に提出	公立学校共済組合または、 日本年金機構各年金事務所に提出

※ 退職後6ヵ月以内に年金受給権が発生する方は、公立学校共済組合和歌山支部から受給権発生月に送付します。

加給年金額対象者フローチャート（配偶者）

◎あなたが、65歳到達時点での配偶者のこととして確認してください。



組合員（元組合員）からの提出書類に基づいて、和歌山支部及び共済組合本部の審査を経て年金決定が行われます。

年金決定時に以下の書類が送付されます。

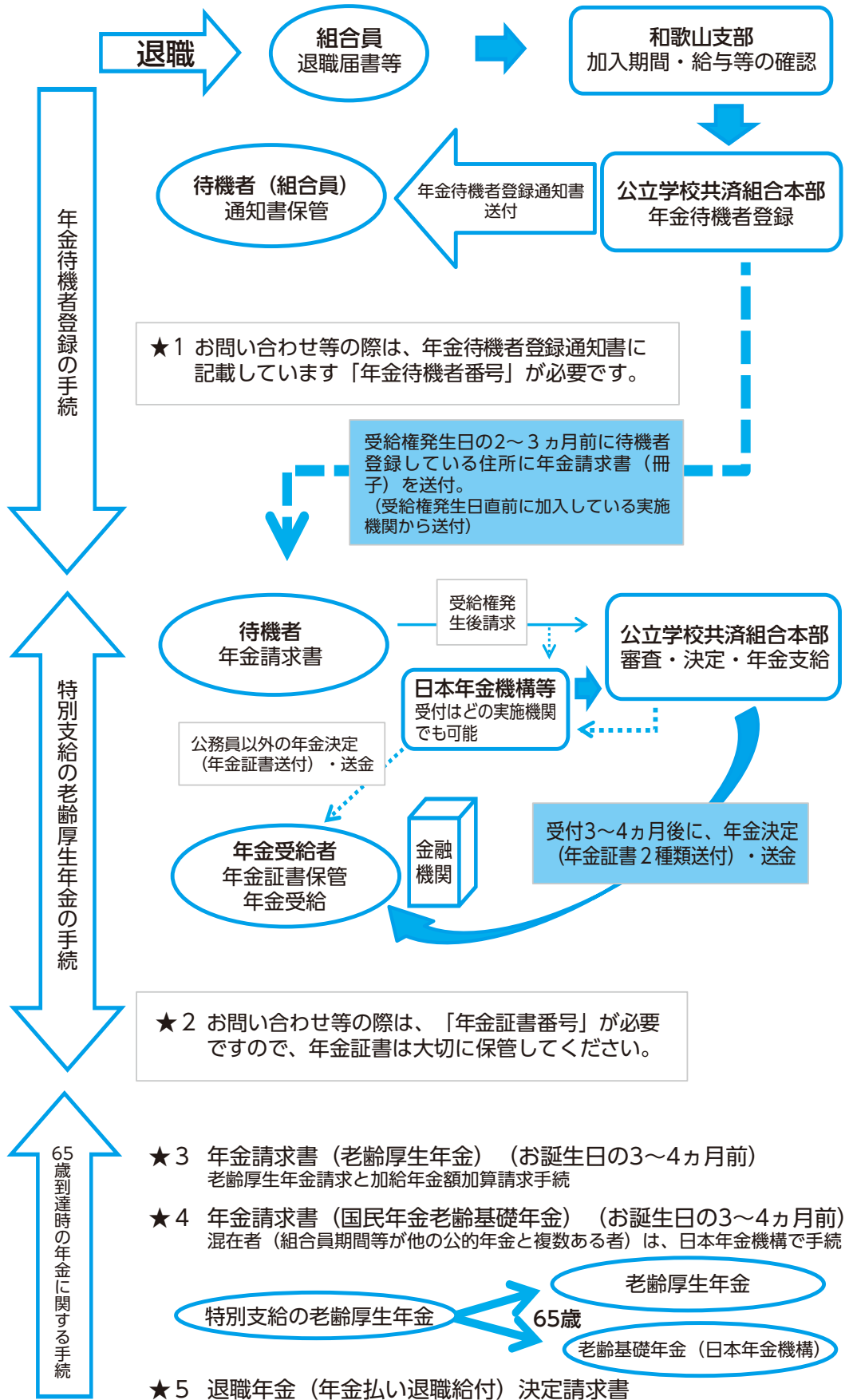
- ★ 年金証書（老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）の年金証書2種類）
- ★ 年金決定通知書
- ★ 年金のあんない

☞ 年金決定通知書は、年金証書と一体になっています。

☞ 他の実施機関の厚生年金を同時に請求できる場合は、他の実施機関においても審査・決定し、請求者の方に年金証書等が送付されます。

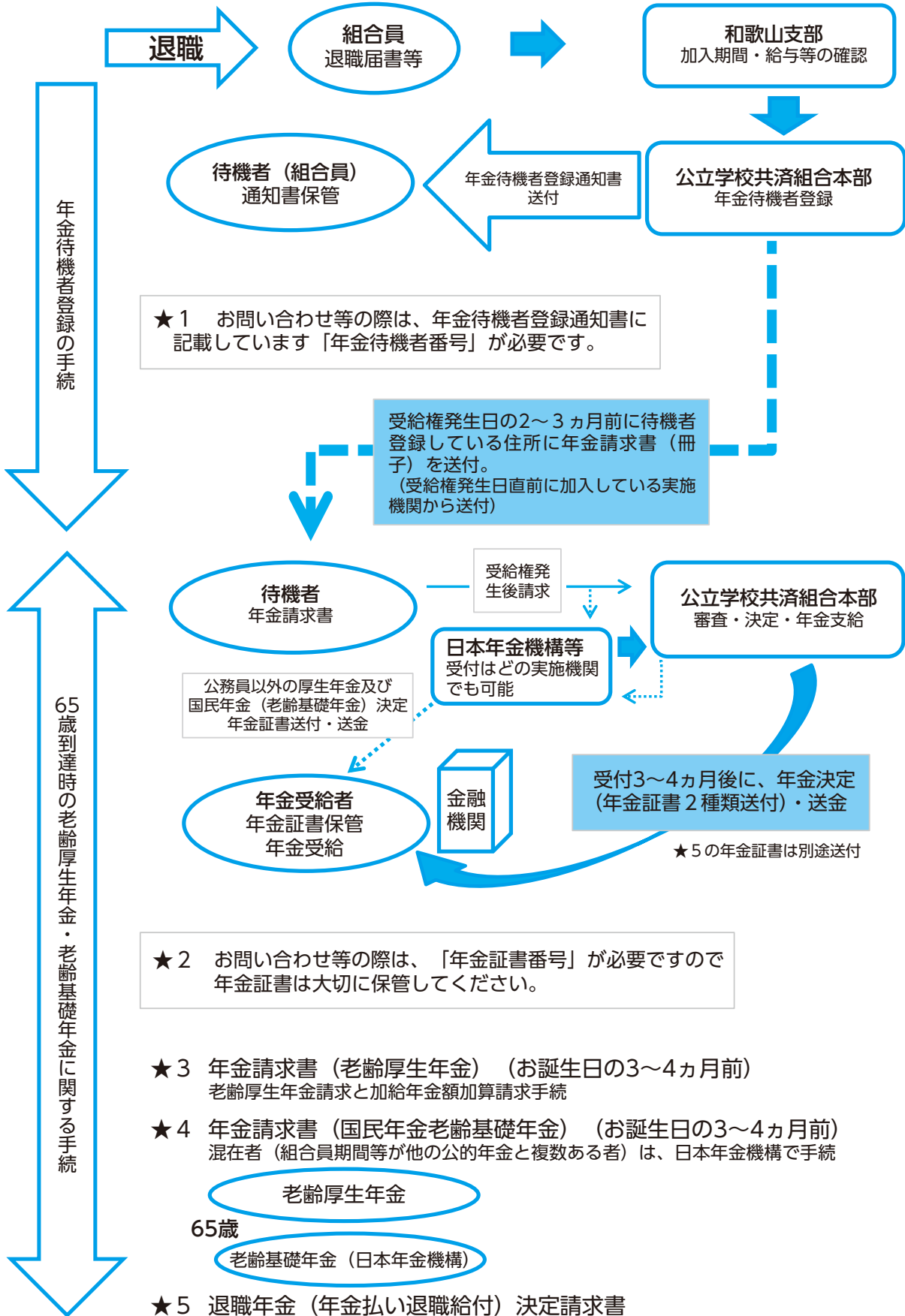
昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれの方

【退職から年金受給までの手続等の流れ】



昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれの方

【退職から年金受給までの手続等の流れ】



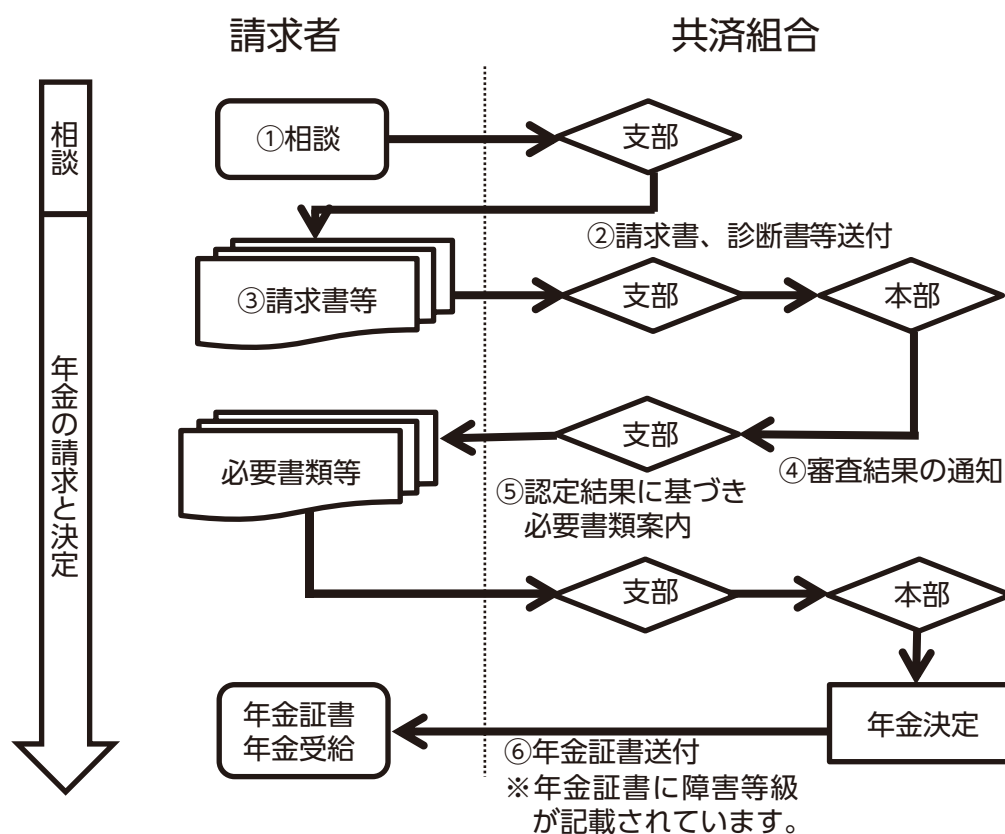
共済組合の年金制度

(2) 障害厚生（共済）年金

<障害厚生年金の手続の流れ>

- ① 書類を請求する前に和歌山支部に相談してください。（初診日に注意）
- ② 和歌山支部より年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）、診断書（所定の用紙）等の書類を送付します。
- ③ 年金請求書、診断書、戸籍謄（抄）本等、必要書類を和歌山支部に提出します。
- ④ 和歌山支部から本部に書類を送付し、共済組合本部の専門医による審査後、その結果が和歌山支部に通知されます。
- ⑤ 認定結果に基づき追加の必要書類を案内します。
- ⑥ 共済組合本部にて給付が決定され、年金証書が送付されます。

👉 認定等級は、市町村が発行する障害者手帳の等級とは異なります。



(3) 遺族厚生（共済）年金

年金受給者あるいは年金待機者が死亡した場合は、死亡した方の年金証書記号番号又は基礎年金番号を確認し、いずれかの実施機関（日本年金機構、共済組合等）に連絡してください。

遺族厚生（共済）年金を受給する際には、お亡くなりになられた元組合員の年金証書が必要となりますので、必ずご家族で年金証書の保管場所を共有しておいてください。

なお、現職中の組合員が死亡した場合、支給要件に該当する遺族の有無を事前に確認し和歌山支部に連絡してください。必要書類等は請求書類送付時にご案内します。

死亡した者	連絡先
元組合員 (年金受給者あるいは年金待機者)	いずれかの実施機関 (日本年金機構、共済組合等)
現職の組合員	和歌山支部 給付班

(4) 年金払い退職給付

65歳になる誕生日の数ヵ月前に、共済組合本部から退職年金（年金払い退職給付）決定請求書がご自宅あて送付されます。(P30 参照)

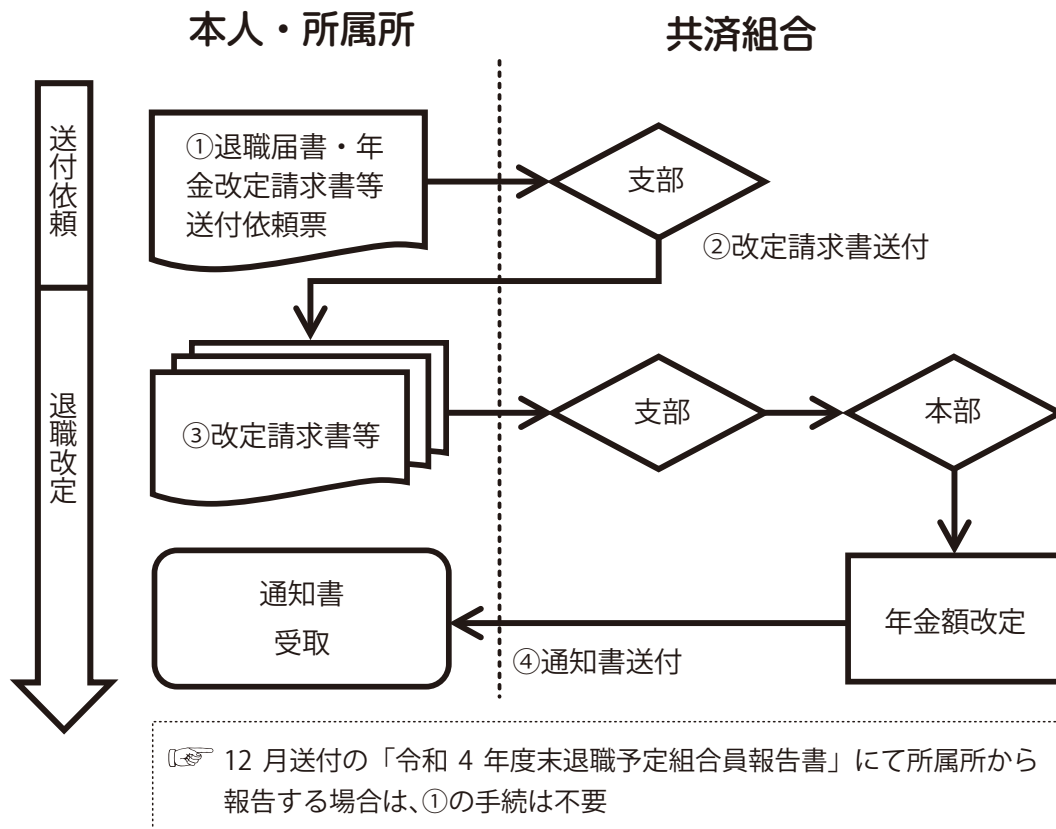
なお、提出先は公立学校共済組合本部になります。

15 年金受給者の退職時の手続の流れ（退職改定について）

年金受給者が在職中（公務員、会社員等で被用者年金制度に加入）の場合、老齢厚生年金の全額、一部が支給停止となる場合があります。国、地共済の年金制度に加入したときは、年金のうち経過的職域加算額（旧3階）は全額支給停止となります。（在職停止についてはP33を参照してください。）

「退職改定」とは、既に裁定されている年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加え、改めて年金額を再計算し、その上で年金の在職停止を解除する処理を行うものです。退職改定には、「老齢厚生年金（退職共済年金・経過的職域加算）改定請求書」（以下、「改定請求書」という）の提出が必要です。

- ① 所属所より「退職届書・年金改定請求書等送付依頼票」（HP 事務担当者専用ページ）をFAXで送付してください。
 - ② ①の依頼を受け、和歌山支部より所属所あてに「改定請求書」を送付します。
 - ③ 必要事項を記入し、提出してください。
- ☞ 「履歴等証明願」（HP 組合員専用ページ）及び「勤務記録カード（簿）写し」（A4版）も同時に提出
- ④ ご本人の住所あてに本部より通知書が送付されます。
- ☞ 改定請求書の提出後、通知書が送付されるまで、数か月を要します。（年度末退職者の場合は8月頃となります。）



16 年金受給後に手続が必要となる場合

手続先と必要な書類について、原則として共済組合本部または和歌山支部にお問い合わせください。手続に必要な書類は、電話または郵便で請求をお願いします。

一部の書類は、共済組合本部のホームページからダウンロードできます。

お問い合わせの際には、必ず年金証書記号番号（または基礎年金番号）、氏名をお願いします。

(1) 住所、氏名または金融機関の変更をするとき

住所の変更 ⇒原則 手続不要

住所を変更したときは、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます。）を利用して住所が変更されますので、原則として届出は不要です。住所変更の処理は、5ヵ月程度の期間を要するので、郵便局に郵便物の転送手続を行ってください。

以下の場合、住所変更の手続が必要となりますので、共済組合本部に連絡してください。

●外国に居住している方

●成年後見を受けている方

氏名の変更

変更後の氏名を記入して届け出てください。

届出方法 ⇒ 「年金受給権者氏名変更届」・「年金証書」を提出してください。

公立学校共済組合支給の年金受取金融機関の変更

「年金受給権者受取機関変更届」を送付しますので、共済組合本部または和歌山支部に連絡してください。

☞ 提出時期により、次回の送金日までに変更処理が間に合わない場合があります。

☞ 変更後の金融機関口座に送金が確認されるまで、変更前の金融機関口座を解約しないようにお願いします。

(2) 再就職したとき（議員になったときも含む。）

共済組合の組合員（国、地共済の年金制度に加入したとき）となったとき

届出方法 ⇒ 年金受給権者再就職届書・年金証書

一般厚生年金被保険者となったとき（私立学校の教職員、民間会社等への勤務など）

届出方法 ⇒ 原則として届出は不要

国会議員、地方議会議員となった（辞めた）とき

届出方法 ⇒ 「国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届」を提出してください。

☞ 議員事務局等から情報提供される場合は、届出不要です。詳細は所属の議員事務局等にお問い合わせください。

(3) 年金受給者に一身上の異動があったとき

お亡くなりになったとき

老齢厚生年金または障害厚生年金等を受けている方がお亡くなりになったときは、これらの年金が受けられなくなりますので、速やかに連絡してください。

1 カ月以上所在が明らかでないとき

老齢厚生年金または障害厚生年金を受けている方の所在が1 カ月以上明らかでないときは届出が必要ですので、共済組合本部に連絡してください。

(4) 年金証書をなくしたとき

年金証書を紛失または破損したとき

「年金証書再交付申請書」を送付しますので、共済組合本部に連絡してください。様式は共済組合本部のホームページからもダウンロードすることができます。

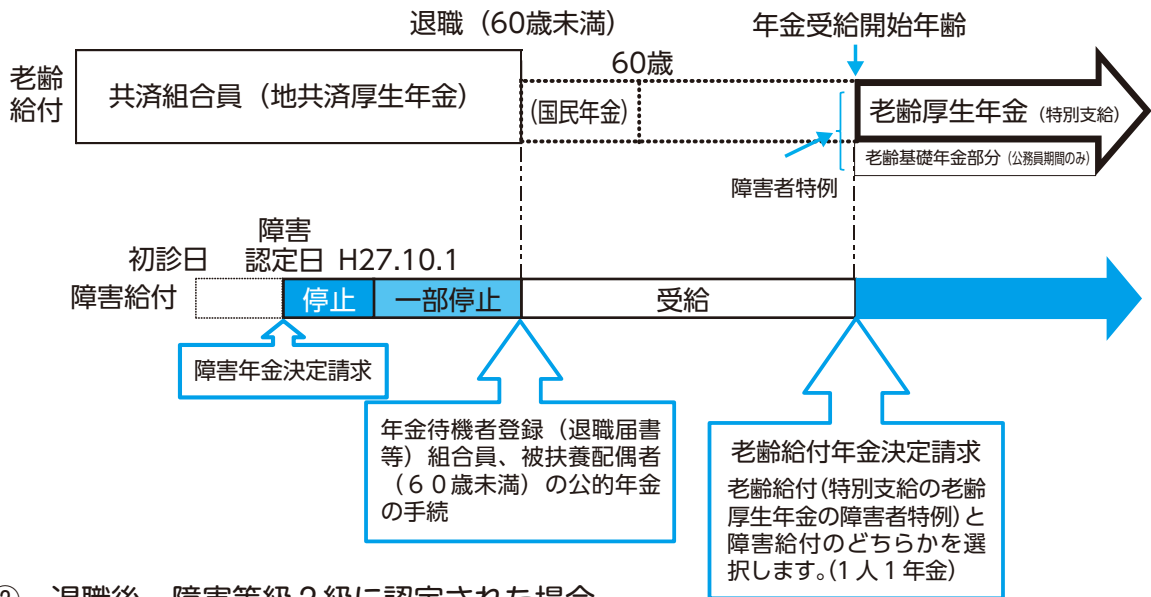
破損により再交付を申請するときは、「年金証書再交付申請書」に破損した年金証書を添付してください。

17 2つ以上の年金受給権を有する場合（年金受給の選択）の手続

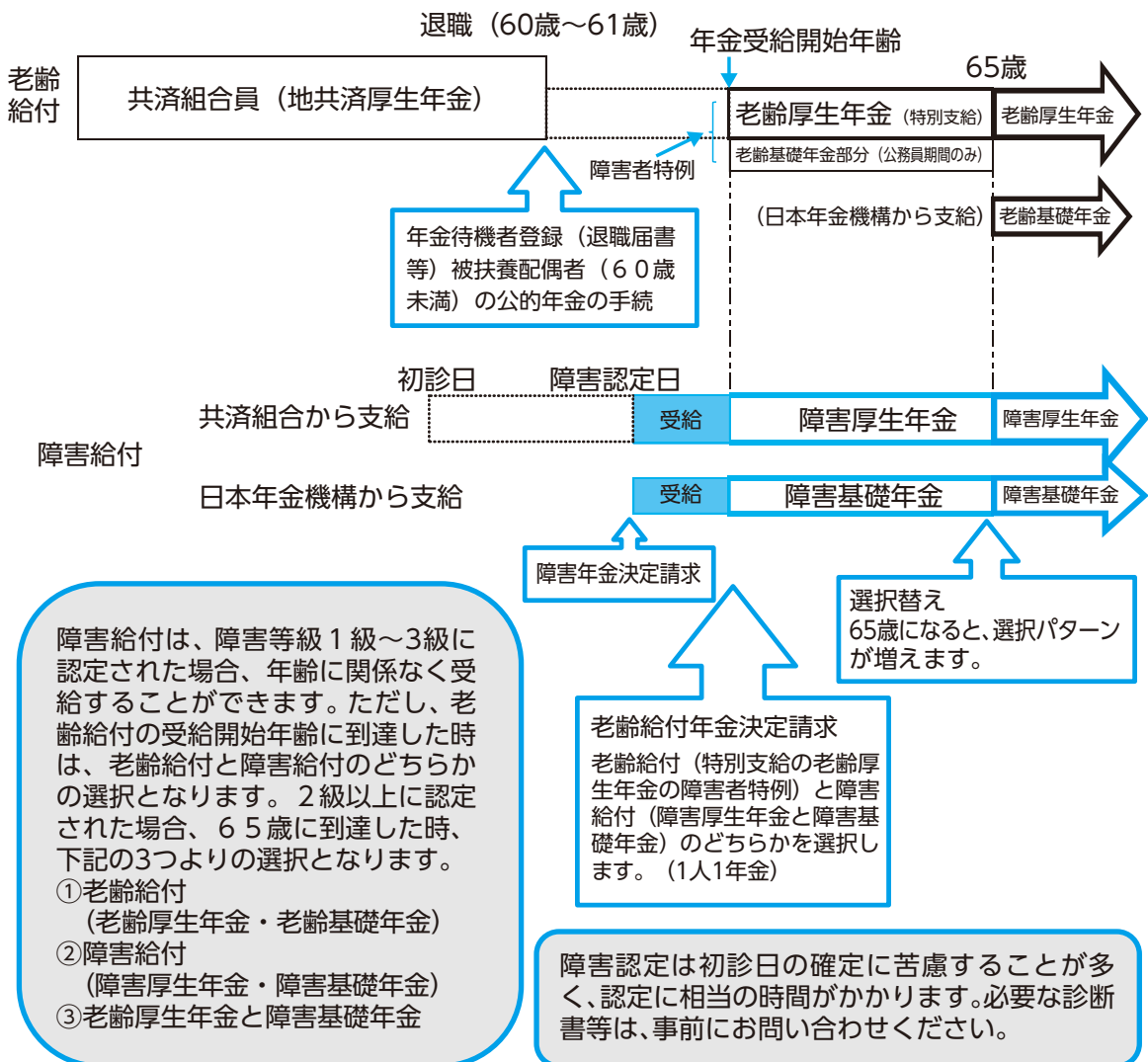
【障害給付と老齢給付の選択】

① 現職中に障害等級 3 級に認定された場合

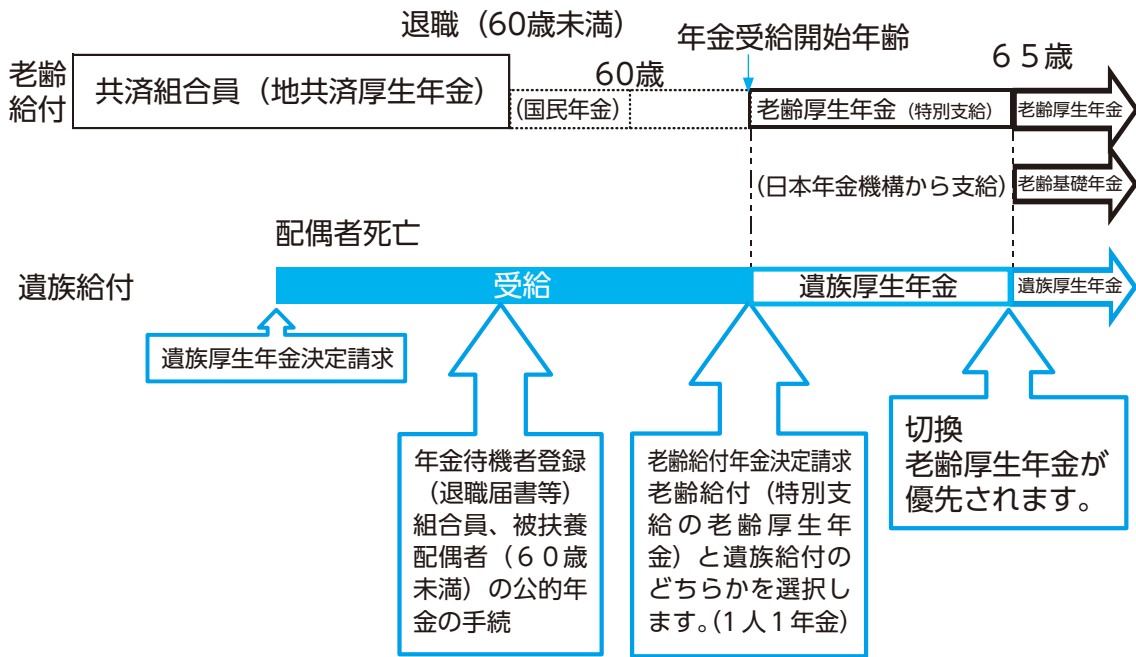
※特別支給の老齢厚生年金の特例は、昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれの人が対象です。



② 退職後、障害等級 2 級に認定された場合



【遺族給付と老齢給付の選択】



65歳に到達した時、老齢厚生年金が優先されますが、遺族厚生年金の年金額が、老齢厚生年の年金額を上回る場合は、その差額を遺族厚生年金として受給することとなります。（老齢厚生年金・老齢基礎年金と差額分の遺族厚生年金）

第3章

共済組合貸付金

- 1 退職時に貸付金が残っている場合…………… 57
 - (1) 退職時に残っている貸付金の残額…………… 57
 - (2) 貸付金の返済方法…………… 57
 - (3) 借用証書の返却…………… 57
 - (4) 団体信用生命保険（債務返済支援保険制度を含む。）の脱退…………… 57
- 2 再任用職員、臨時的任用職員、任意継続組合員が利用可能な貸付け…………… 58
 - (1) 再任用職員…………… 58
 - (2) 臨時的任用職員…………… 58
 - (3) 任意継続組合員…………… 58

私的年金等の手続

- 1 福祉保険制度の取扱い…………… 59
- 2 アイリスプランの取扱い…………… 60
 - (1) 年金コース…………… 60
 - (2) 医療・日常事故コース…………… 60

退職後の健診

- 1 特定健康診査等の実施について（退職者：全員）…………… 61
 - 2 人間ドック・インフルエンザ予防接種補助（任意継続組合員のみ）…………… 61
 - (1) 人間ドック
 - (2) インフルエンザ予防接種補助
- ご案内：近畿中央病院からの特別割引人間ドック（退職者：全員）

宿泊施設の利用について

- 1 事業一覧（退職者：全員） 62
 - (1) 公立学校共済組合の宿泊施設を利用する場合 62
 - (2) 他の共済組合の宿泊施設を利用する場合 62
 - (3) その他 62
 - < 公立共済メンバーズカード >
- 2 宿泊施設利用補助制度（任意継続組合員のみ） 63
 - (1) 「ホテルアバローム紀の国」を利用する場合 63
 - (2) 県外の公立学校共済組合の宿泊・保養施設を利用する場合 63
 - (3) 「湯処むろべ」（教育互助会）を利用する場合 63

共済組合貸付金

1 退職時に貸付金が残っている場合

貸付金を返済中の方が退職された場合は、その時点で貸付金の残高（未償還元金）と利息を合わせた額を一括返済していただきます。

再任用等で引き続き、共済組合に加入される方も、退職手当が支給される場合は一括返済となります。

(1) 退職時に残っている貸付金の残額

貸付決定時及び利率変動時に借受人に送付している「償還表」で確認してください。

(2) 貸付金の返済方法

未償還元金と利息^注を合わせた額を、退職手当から控除しますので手続は不要です。

退職手当額より貸付金の残額が多い場合は、控除後の不足額について「振込依頼書」を借受人の退職時の所属所に送付しますので、指定の期日までに払い込んでください。

（注）利息…給料・ボーナスから最終に控除した日より退職手当支給日（完済日）までの利息です。

1月以降は、全額繰上償還の申出はできませんのでご注意ください。

(3) 借用証書の返却

入金を確認後、退職時の所属所に郵送します。

(4) 団体信用生命保険（債務返済支援保険制度を含む。）の脱退

共済組合で手続しますので、退職に伴う手続は不要です。保険料の過納分については、3、4か月後に保険料が引き落とされた口座に振り込まれますので、それまで口座の解約はしないでください。

振込名義は「コウリツダン NKS」です。

2 再任用職員、臨時的任用職員、任意継続組合員が利用可能な貸付け

(1) 再任用職員

ア 貸付けの種類と条件

高額医療貸付け、出産貸付け、特別貸付け

〈表 1〉

貸付けの種類	貸付けの条件
高額医療貸付け	組合員証を使って診療を受けることができる傷病で、高額療養費の対象となるとき ※現物給付による高額療養費支給を受ける場合を除く。
出産貸付け	出産費、家族出産費の支給の対象となる出産の支払のための資金を必要とするとき ※出産費等の直接支払制度を利用される方を除く。
特別貸付け	臨時に資金を必要とするとき

イ 特別貸付けの限度額

給料月額 $\times \frac{3}{10} \times$ 残任期月数 (10万円未満切捨て)

※ 200万円を限度とします。

(2) 臨時的任用職員

ア 貸付けの種類と条件

高額医療貸付け、出産貸付け、特別貸付け

貸付けの条件は、上記〈表1〉を参照してください。

(注) 引き続き組合員期間が6月以上の組合員が利用できます。

※ 6月経過後、貸付可能となります。

(3) 任意継続組合員

ア 貸付けの種類と条件

高額医療貸付け、出産貸付け

貸付けの条件は、上記〈表1〉を参照してください。

利用される場合は、事前に貸付担当までお問合せください。

私的年金等の手続

1 福祉保険制度の取扱い

(ファミリー年金・傷病休職給付金・入院費用給付金・特定疾病給付金・元気づくりサービスコース)

令和元年度末退職者（令和2年4月1日に組合員資格を喪失した人）から、退職時の年齢に関わらず退職後（組合員資格喪失後）も「福祉保険制度」への継続加入が可能となりました（退職時の年齢は問いません）。

退職した年の10月31日まで保障が継続され、脱退のお申出がない場合は、11月1日以降も自動更新^{*}となります。

退職後継続加入中は、新規加入・増額の取扱いはできません。脱退・減額は毎年7月頃にご自宅へ届く更新手続書で手続きができます。

また、期間途中での保障内容の変更はできませんが、受取人や住所等は期間途中で変更可能です。

※ 保険期間は1年間（11月1日～翌年10月31日）で以後、毎年更新

〈制度別の継続加入可能年齢〉

制度名	継続加入可能年齢
ファミリー年金	保険年齢84歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
傷病休職給付金	継続不可（在職中の就業障害に対する給付のため、退職月の属する月の末日で脱退）
入院費用給付金 （女性疾病給付金を含む）	保険年齢75歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通） 保険年齢22歳まで更新継続可能（こども）
特定疾病給付金	保険年齢75歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
元気づくりサービスコース	保険年齢84歳まで更新継続可能

(注) ファミリー年金の死亡給付金の単独加入はできません。死亡給付金と傷病休職給付金のみご加入の場合、傷病休職給付金の保障終了と同時に死亡給付金も脱退となります。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120 - 778 - 599	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
請求相談センター	給付金の請求	0120 - 660 - 998	10:00～16:00

2 アイリスプランの取扱い

(1) 年金コース

年度末時点で満 60 歳以上の退職予定者へは、12 月末頃に自宅あてに退職後の取扱いについての案内書類が送付されますので、その案内に従って手続きを行ってください。

年度末時点で満 60 歳未満の退職予定者は、下記の教職員生涯福祉財団サービスセンターまでご連絡ください。

(2) 医療・日常事故コース

退職後も加入を継続できます。

医療入院コースは満 90 歳まで、日常事故補償コースは生涯にわたり継続できます。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース 医療・日常事故コース	0120 - 491 - 294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～17:00

退職後の健診

1 特定健康診査等の実施について（退職者：全員）

「高齢者の医療の確保に関する法律」が平成20年4月から施行されたことに伴い、当共済組合をはじめとした各医療保険者は、年度内に40歳から75歳の誕生日を迎えるまでの組合員及び被扶養者の方々を対象とする、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられています。

退職後は、加入する各医療保険者から受診券が送付されることとなりますが、公立学校共済組合の任意継続組合員になられた方は、当支部よりご本人及びその被扶養者に対し、特定健康診査の受診券を送付します。

なお、特定健康診査の結果、保健指導が必要な方については、別途、特定保健指導利用券を送付します。

2 人間ドック・インフルエンザ予防接種補助（任意継続組合員のみ）

（1）人間ドック

任意継続組合員となられた方で、定員30名の方に人間ドック1日コースを受診していただけます。ただし定員を超える場合は抽選となります。（自己負担金20,000円）

対象者は、退職年度において人間ドックを受診していない方で、任意継続組合員期間中に1回限りの受診となります。

（2）インフルエンザ予防接種補助

インフルエンザウイルス感染による個人の発病を防ぎ、間接的な集団予防を図ることを目的に、医療機関でのインフルエンザ予防接種に係る費用補助を行います。

（1）（2）の申込方法は、任意継続組合員証と一緒に案内を送付しますのでそちらをご覧ください。

ご案内：近畿中央病院からの特別割引人間ドック（退職者：全員）

※生活習慣病の予防と健康管理のため、ぜひ、この機会にご利用ください。

※オプション検査もあります。

- | | |
|---------|--|
| （1）実施期間 | 令和5年4月初旬～令和5年6月末日 |
| （2）予約開始 | 令和5年3月初旬 |
| （3）対象者 | 公立学校共済組合員及びその被扶養者（任意継続組合員含む）、退職者 |
| （4）コース | 宿泊人間ドック（2泊3日・1泊2日） |
| （5）料金 | 2泊、1泊とも 46,860円（税込）任意継続組合員
47,300円（税込）国民健康保険、他の健康保険 |
- *組合員 通常料金 2泊3日 68,860円（税込） 1泊2日 65,010円（税込）
*退職者 通常料金 2泊3日 74,140円（税込） 1泊2日 67,100円（税込）

申込み先

公立学校共済組合 近畿中央病院 健康管理係

電話 072-781-3712（内線695）

受付時間 平日 午前10時～午後5時

宿泊施設の利用について

1 事業一覧（退職者：全員）

（1）公立学校共済組合の宿泊施設を利用する場合

宿泊施設特別利用者証（以下、特別利用者証）は、公立学校共済組合員であったことを証明し、宿泊施設を組合員料金でご利用いただけるカードです。

利用する公立学校共済組合の宿泊施設に、特別利用者証を提示してください。

ア 特別利用者証を利用できる方

本人とその家族（配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹）

イ 紛失した場合

公立学校共済組合和歌山支部に申し出てください。

ウ 有効期限

利用期限はございませんので、生涯ご利用いただけます。

（2）他の共済組合の宿泊施設を利用する場合

特別利用者証を提示することにより、当該組合の組合員と同じ宿泊料金でご利用いただけます。組合員料金でご利用いただける方は、年金受給者本人のみで、ご家族の方は一般料金となります。

相互利用の対象となる共済組合

- | | |
|------------------|------------------|
| ・ 国家公務員共済組合連合会 | ・ 全国市町村職員共済組合連合会 |
| ・ 防衛省共済組合 | ・ 指定都市職員共済組合 |
| ・ 日本私立学校振興・共済事業団 | ・ 各市町村職員共済組合 |
| ・ 地方職員共済組合 | ・ 都市職員共済組合 |
| ・ 警察共済組合 | ・ 文部科学省共済組合 |
| ・ 東京都職員共済組合 | |

（3）その他

「公立共済メンバーズカード」

公立学校共済組合の宿泊施設、直営病院でご利用いただけます。（年会費無料）



特典

- 入会金・年会費永久無料 ○空港ラウンジサービス
他

カードのお申し込み・お問い合わせはホームページまたはお電話

公立共済メンバーズデスク

フリーダイヤル0120-258-678 受付9:30~17:30 年中無休

2 宿泊施設利用補助制度（任意継続組合員のみ）

任意継続組合員に加入された方は、和歌山支部からの補助が受けられます。

下記の内容は令和4年度の事業内容です。

令和5年度の事業内容は、初年度は「任意継続組合員証」交付時、翌年度は4月頃自宅に送付します。

事業内容については、毎年度、和歌山支部運営審議会で決定しているため単年度事業となっています。

(1) 公立学校共済組合和歌山宿泊所「ホテルアバローム紀の国」を利用する場合

対象者	任意継続組合員本人
補助額	宿泊 2,000円
利用方法	任意継続組合員証を施設に提示してください。

(2) 県外の公立学校共済組合の宿泊・保養施設を利用する場合

対象者	任意継続組合員本人
補助額	宿泊 2,000円
利用方法	指定宿泊施設利用補助券を施設に提出してください。 〈申請手続〉 指定宿泊施設利用補助券申込書に必要事項を記入のうえ、返信用封筒を同封し公立学校共済組合和歌山支部に申請してください。 返信用封筒にて指定宿泊施設利用補助券を送付します。 ※指定宿泊施設利用補助券申請書は和歌山支部ホームページからダウンロードできます。 ダウンロードができない方は公立学校共済組合和歌山支部に申し出てください。

(3) 和歌山県教育互助会「湯処むろべ」を利用する場合

対象者	任意継続組合員本人
補助額	宿泊（素泊まりを除く） 2,000円
利用方法	任意継続組合員証を施設に提示してください。

第4章

退職手当（県費支弁教職員対象）

1	退職手当とは	67
2	請求手続	67
3	支給予定日	67
4	退職手当の計算	67
	（1）退職手当の基本額	67
	（2）退職手当の調整額	68
	（3）応募認定による定年前早期退職者の特例	68
5	勤続期間の計算	68
6	退職手当と税金	69
	（1）分離課税方式	69
	（2）特別控除制度	69
	（3）住民税の一括徴収	69
7	お問い合わせ	69
	<別表1> 退職手当の退職事由別支給率	70
	<別表2> 退職手当の調整額	71

財形貯蓄（県費支弁教職員対象）

1	退職に伴う手続	72
2	再就職する場合の手続	72

児童手当（県費支弁教職員対象）

1	引き続き受給するための手続	72
---	---------------	----

個人型確定拠出年金（iDeCo）（県費支弁教職員対象）

1	退職に伴う手続	72
---	---------	----

退職手当／財形貯蓄／児童手当
個人型確定拠出年金

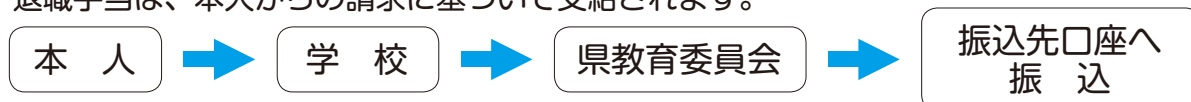
退職手当

1 退職手当とは

職員が退職した場合⁽¹⁾に、「職員の退職手当に関する条例」に基づいて支給⁽²⁾される手当です。

2 請求手続

退職手当は、本人からの請求に基づいて支給されます。



書類の提出期限については、小中学校及び県立学校の給与事務担当者に確認してください。年度末は多数の退職者があるため、退職の発令日前にあらかじめ書類の提出期限⁽³⁾を設けています。

請求には、次の書類が必要となります。

○必ず必要となる書類

- ・退職手当請求書
- ・退職所得の受給に関する申告書
- ・履歴書
- ・振込先口座の預金通帳の写し（A口座の場合は不要。）
- ・退職手当報告書（事務担当者作成）

○該当者⁽⁴⁾のみ必要となる書類

- ・前歴証明書
- ・退職手当支給等に関する証明書

なお、提出期限に遅れたり、記入漏れや記入誤りがあると、退職手当の支給が遅れる場合がありますので、注意してください。

3 支給予定日

年度末退職者に対する退職手当の支給日は、4月末日を予定しています。支給予定日については、学校の給与事務担当者に確認してください。

4 退職手当の計算

退職手当の金額は、次の式によって計算されます。

$$\text{退職手当} = \text{退職手当の基本額} \times 0.837 + \text{退職手当の調整額}$$

(1) 退職手当の基本額

退職手当の基本額は、次の式によって計算されます。

$$\text{退職手当の基本額} = \text{退職日の給料月額} \times \text{支給率}$$

- (1) 任期付職員、臨時的任用職員は含まれますが、在職期間が6月以上となる場合に限りです。なお、再任用職員は含まれません。
- (2) 引き続き他の地方公共団体等の職員となる場合は支給されないことがあります。
- (3) 令和4年度末定年退職者の提出期限は、令和4年9月22日（木）の予定です。
- (4) 国及び他の地方公共団体等の職員として勤務した履歴がある場合に必要となります。

退職日の給料月額には、「教職調整額」と「給料の調整額」を含みます。

支給率⁽⁵⁾は、勤続期間と退職事由によって異なります。

(2) 退職手当の調整額

退職手当の調整額⁽⁶⁾は、その人の在職期間の各月ごとに、その人が属していた区分に応じて定める額のうち、その額が高い方から5年分(60月分)を合計した額です。

(3) 応募認定による定年前早期退職者の特例

応募認定による退職者にあつては、退職日の給料月額は「特例給料月額」を用いて計算します。

特例給料月額は、次の式によって計算されます。

$$\text{特例給料月額} = \text{退職日の給料月額} \times \{ 1 + (\text{加算率}^{*1}) \}$$

年齢	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59 *2	60
加算率 (%)	45	42	39	36	33	30	27	24	21	18	15	12	9	6	2	0

(*1) 加算率：3%×定年までの残年数(残年数が1年の場合は2%)

(*2) 年齢が59歳で誕生日が4月2日から10月1日までの者の加算率は0%となります

5 勤続期間の計算

退職手当における勤続期間の計算は、和歌山県と相互通算規定のある公務員として引き続いた⁽⁷⁾在職期間により計算されます。在職期間の計算は、公務員となった月から退職した月までの月数により行いますので、月途中の採用又は退職であっても、その月は1月と計算されます。

また、在職期間に1年未満の端数がある場合、その端数が6月未満の場合は切り捨て、6月以上の場合は切り上げて計算します。

なお、次の事由による期間は在職期間から除かれます。

○その期間の全てが除算となるもの

・専従休職 ・自己啓発休業 ・配偶者同行休業

○その期間の1/3は除算となるもの

・育児休業 (子が1歳に達した月まで。ただし、育休期間の終期が平成4年4月1日以降のものに限る。)

・育児短時間勤務

○その期間の1/2は除算となるもの

・停職 ・起訴休職 ・普通休職⁽⁸⁾
・介護欠勤 ・高齢者部分休業 ・大学院修学休業
・育児休業 (1/3除算の場合を除く。)

(5) 別表1参照

(6) 別表2参照

(7) 在職した期間に1日も空白がないことです。

(8) 平成20年4月1日以降の休職期間のみ除算対象となります。

6 退職手当と税金

退職手当についても所得税や住民税が課税されます。しかし、退職手当は長年の功労に対して支払われるものであり、これからの老後の生活を維持していくための重要な原資であることから、次の(1)、(2)の税法上特別な優遇措置がとられています。

(1) 分離課税方式

所得税は基本的には総合課税方式ですが、退職手当を全体の収入と合算して課税されると大変な税額になってしまいます。そこで退職手当については、退職所得として、特別に分離して課税することになっています。また、住民税は通常の場合、その年の所得に対して翌年課税されますが、退職手当にかかる住民税は現年課税とあって、退職手当を受け取ったとき、退職手当から差し引いて、その年に納める仕組みになっています。

(2) 特別控除制度

退職手当では、勤続年数に応じた特別控除制度を設け、退職手当から退職所得控除額を差し引いた残額の1/2を課税退職所得額としています。

退職所得控除額は勤続年数に応じ、次のように計算します。

勤続年数が20年以下の場合（勤続年数1年でも80万円）

$$\text{退職所得控除額} = 40 \text{万円} \times \text{勤続年数}$$

勤続年数が20年超の場合

$$\text{退職所得控除額} = 800 \text{万円} + 70 \text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{年})$$

(3) 住民税の一括徴収

退職手当にかかる住民税は源泉徴収されていますが、毎月、給与から月割りで徴収（特別徴収）していた住民税については、退職により給与から徴収することができなくなります。よって、徴収することができなくなった4月分、5月分の住民税については、退職手当から一括して徴収することとなります。

退職手当は、分離課税であるため、特に確定申告の必要はありません。

しかし、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合は、支給額に対して一律20.42%という高率の所得税がかかりますので、あらかじめ自分で確定申告をして還付を受けなければならないこととなります。

また、退職後に再就職していない場合などには、確定申告を行うことにより、給与所得で控除しきれなかった分について、退職所得の源泉徴収から所得税の還付を受けられることもありますので、税務署等で確認してください。

7 お問い合わせ

本人確認ができないため、電話による退職手当支給額のお問い合わせには、応じられませんのでご了承願います。なお、給与事務担当者に退職手当試算ソフトを提供していますので、給与事務担当者に試算をしてもらうことができます。

退職手当の退職事由別支給率

(別表1)

勤続 年数	自己都合	傷病	定年 (任期满了)	応募認定(早期退職)	
				1年以上24年以下	勤続25年以上
1	0.600	1.000	1.000	1.250	
2	1.200	2.000	2.000	2.500	
3	1.800	3.000	3.000	3.750	
4	2.400	4.000	4.000	5.000	
5	3.000	5.000	5.000	6.250	
6	3.600	6.000	6.000	7.500	
7	4.200	7.000	7.000	8.750	
8	4.800	8.000	8.000	10.000	
9	5.400	9.000	9.000	11.250	
10	6.000	10.000	10.000	12.500	
11	8.880	11.100	13.875	13.875	
12	9.760	12.200	15.250	15.250	
13	10.640	13.300	16.625	16.625	
14	11.520	14.400	18.000	18.000	
15	12.400	15.500	19.375	19.375	23.250
16	15.390	17.100	21.375	21.375	24.900
17	16.830	18.700	23.375	23.375	26.550
18	18.270	20.300	25.375	25.375	28.200
19	19.710	21.900	27.375	27.375	29.850
20	23.500	23.500	29.375	29.375	31.500
21	25.500	25.500	31.375	31.375	33.150
22	27.500	27.500	33.375	33.375	34.800
23	29.500	29.500	35.375	35.375	36.450
24	31.500	31.500	37.375	37.375	38.100
25	33.500	33.500	39.750		39.750
26	35.100	35.100	41.550		41.550
27	36.700	36.700	43.350		43.350
28	38.300	38.300	45.150		45.150
29	39.900	39.900	46.950		46.950
30	41.500	41.500	48.750		48.750
31	42.700	42.700	50.550		50.550
32	43.900	43.900	52.350		52.350
33	45.100	45.100	54.150		54.150
34	46.300	46.300	55.950		55.950
35	47.500	47.500	57.000		57.000
36	48.700	48.700	57.000		57.000
37	49.900	49.900	57.000		57.000
38	51.100	51.100	57.000		57.000
39	52.300	52.300	57.000		57.000
40	53.500	53.500	57.000		57.000
41	54.700	54.700	57.000		57.000
42	55.900	55.900	57.000		57.000
43	57.000	57.000	57.000		57.000
44	57.000	57.000	57.000		57.000
45	57.000	57.000	57.000		57.000

退職手当の調整額

〈別表2〉

退職手当の調整額は、次の（１）、（２）の場合を除き、在職期間の各月ごとに、その者が属していた区分に応じた調整額（月額）のうち、その額が多いものから60月分を合計した額となります。

- （１）勤続4年以下の退職者、勤続10年以上24年以下の自己都合退職者
 下記により計算した額の2分の1に相当する額
- （２）勤続9年以下の自己都合退職者
 退職手当の調整額は支給しない。

	調整額（月額）	教 育 職
第2号区分	59,550円	4級（役職加算が20%の者）
第3号区分	54,150円	4級（管理職手当1種・2種の者）
第4号区分	43,350円	4級（第2号及び第3号以外の者）
第5号区分	32,500円	3級（管理職手当が3種の者）
第6号区分	27,100円	3級（第5号以外の者）・特2級・2級（役職加算が10%の者）
第7号区分	21,700円	2級（役職加算が5%の者）
第8号区分	0円	2級（第6号及び第7号以外の者）・1級

	行政職	研究職	学校栄養職	現業職
第2号区分	8級			
第3号区分	7級	5級		
第4号区分	6級	4級		
第5号区分	5級	3級（課長補佐級）	5級（課長補佐級）	5級
第6号区分	4級	3級	5級	4級
第7号区分	3級	2級（副主査以上）	4級・3級	3級
第8号区分	2級・1級	2級・1級	2級・1級	2級・1級

財形貯蓄（県費支弁教職員対象）

1 退職に伴う手続

和歌山県教育職員財産形成貯蓄（一般・年金・住宅）に加入されている方は、直接契約金融機関（契約した支店など）で手続をしてください。

2 再就職する場合の手続

再就職先が財産形成貯蓄を実施している場合は、継続できる場合もありますので、契約金融機関及び再就職先の事務担当者と相談してください。

なお、契約した支店と連絡が取れない場合は、下記の本店等に連絡してください。

取扱金融機関一覧表

金融機関	担当部課	電話番号	郵便番号	所在地
(株) 紀陽銀行	ハローサービスセンター	0120-037-389	640-8392	和歌山市中ノ島 2240
近畿労働金庫	事務集中部（財形）	06-6449-0520	550-8538	大阪市西区江戸堀 1 丁目 12 番 1 号 ろうきん肥後橋ビル 7 階
三菱UFJ信託銀行(株)	財形事務センター	0120-311-288	170-8610	東京都豊島区西池袋 1-7-7 東京西池袋ビル
きのくに信用金庫	事務部	073-432-5000	640-8655	和歌山市本町 2-38
和歌山県信用農業協同 組合連合会	J Aバンク推進部	073-488-5544	640-8331	和歌山市美園町 5-1-1 J Aビル 4 階
明治安田生命保険相互会社	和歌山支社	073-431-3401	640-8154	和歌山市六番丁 17
ジブラルタ生命保険(株)	収納サービスチーム	03-6720-7462	108-8228	東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス

児童手当（県費支弁教職員対象）

1 引き続き受給するための手続

退職により県から不支給となる職員で、引き続き児童手当の支給要件を満たしている場合は、居住地の市町村で退職した日から 15 日以内に認定請求手続を行ってください。

児童手当の受給については、手続が遅れると遡及されませんので注意してください。

なお、市町村での手続に必要な消滅通知書（県発行）がお手元に届くまでに時間がかかることがあります。その場合は、消滅通知書が届くまで待たず、手続を行ってください。

個人型確定拠出年金(iDeCo)（県費支弁教職員対象）

1 退職に伴う手続

個人型確定拠出年金に加入している方は、直接契約金融機関に退職した旨を申し出て退職後の手続について確認してください。

〈公立学校共済組合全国宿泊施設一覧〉

インターネット宿泊予約 <https://www.kourituyasuragi.jp/>

やすらぎの宿

検索 

支部名	施設名	電話	郵便番号	所在地
北海道	ホテルライフオーソ札幌	011-521-5211	064-0810	北海道札幌市中央区南 10 条西 1
岩手	サンセール盛岡	019-651-3322	020-0883	岩手県盛岡市志家町 1-10
宮城	ホテル白萩	022-265-3411	980-0012	宮城県仙台市青葉区錦町 2-2-19
	玉造荘（鳴子温泉）	0229-84-7330	989-6711	宮城県大崎市鳴子温泉字川渡 62
福島	あづま荘（飯坂温泉）	024-542-3381	960-0201	福島県福島市飯坂町字中ノ内 1-1
茨城	ホテルレイクビュー水戸	029-224-2727	310-0015	茨城県水戸市宮町 1-6-1
埼玉	ホテルブリランテ武蔵野	048-601-5555	330-0081	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-2
千葉	ホテルポートプラザちば	043-247-7211	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港 8-5
神奈川	ひめしゃら（箱根温泉）	045-210-8165 神奈川支部	250-0631	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 1245
富山	パレブラン高志会館	076-441-2255	930-0018	富山県富山市千歳町 1-3-1
	立山高原ホテル	076-463-1014	930-1413	富山県中部山岳国立公園立山天狗平
		郵便による申込	930-0018	富山県富山市千歳町 1-3-1 高志会館内
長野	ホテル信濃路	026-226-5212	380-0936	長野県長野市中御所岡田町 131-4
	みやま荘（浅間温泉）	0263-46-1547	390-0303	長野県松本市浅間温泉 3-28-6
岐阜	ホテルグランヴェール岐山	058-263-7111	500-8875	岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通 6-14
愛知	ホテル ルブラ王山	052-762-3151	464-0841	愛知県名古屋市千種区覚王山通 8-18
	蒲郡荘	0533-68-2188	443-0034	愛知県蒲郡市港町 21-4
三重	プラザ洞津	059-227-3291	514-0042	三重県津市新町 1-6-28
京都	ホテル ルビノ京都堀川	075-432-6161	602-8056	京都府京都市上京区東堀川通下長者町下ル 3-7
大阪	ホテルアウィーナ大阪	06-6772-1441	543-0031	大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町 19-12
	花のいえ	075-861-1545	616-8382	京都府京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 9
兵庫	ホテル北野プラザ六甲荘	078-241-2451	650-0002	兵庫県神戸市中央区北野町 1-1-14
奈良	ホテル リガーレ春日野	0742-22-6021	630-8113	奈良県奈良市法蓮町 757-2
和歌山	ホテルアバローム紀の国	073-436-1200	640-8262	和歌山県和歌山市湊通丁北 2-1-2
鳥取	白兔会館	0857-23-1021	680-0833	鳥取県鳥取市末広温泉町 556
島根	サンラポーむらくも	0852-21-2670	690-0887	島根県松江市殿町 369
岡山	ピュアリティまきび	086-232-0511	700-0907	岡山県岡山市北区下石井 2-6-41
山口	セントコア山口（湯田温泉）	083-922-0811	753-0056	山口県山口市湯田温泉 3-2-7
愛媛	にぎたつ会館（道後温泉）	089-941-3939	790-0858	愛媛県松山市道後姫塚 118-2
高知	高知会館	088-823-7123	780-0870	高知県高知市本町 5-6-42
福岡	福岡リーセントホテル	0120-80-7741	812-0053	福岡県福岡市東区箱崎 2-52-1
	小倉リーセントホテル	093-581-5673	803-0811	福岡県北九州市小倉北区大門 1-1-17
佐賀	グランデ はがくれ	0952-25-2212	840-0815	佐賀県佐賀市天神 2-1-36
長崎	ホテルセントヒル長崎	095-822-2251	850-0052	長崎県長崎市筑後町 4-10
熊本	水前寺共済会館グレースシア	096-383-1281	862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺 1-33-18
大分	豊泉荘（別府温泉）	0977-23-4281	874-0902	大分県別府市青山町 5-73
鹿児島	ホテルウェルビューかごしま	099-206-3838	890-0062	鹿児島県鹿児島市与次郎 2-4-25

※2022年12月18日
営業終了

※2020年12月21日
より当面休館

※2023年3月31日
営業終了

※2023年3月31日
営業終了

お問い合わせ先

公立学校共済組合和歌山支部（和歌山県教育庁総務課福利厚生室内）

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 南別館6階

【給付班(医療給付担当)】 ☎073-441-3712

【経理班】 ☎073-441-3710

【給付班(年金担当)】 ☎073-441-3711

☎073-441-3713

和歌山県内市町村役場 連絡先一覧表

国民健康保険・国民年金のことは、
住所地の担当窓口へ

市町村	電話番号
和歌山市	073-432-0001
海南市	073-482-4111
橋本市	0736-33-1111
有田市	0737-83-1111
御坊市	0738-22-4111
田辺市	0739-22-5300
新宮市	0735-23-3333
紀の川市	0736-77-2511
岩出市	0736-62-2141
紀美野町	073-489-2430
かつらぎ町	0736-22-0300
九度山町	0736-54-2019
高野町	0736-56-3000
湯浅町	0737-63-2525
広川町	0737-63-1122

市町村	電話番号
有田川町	0737-52-2111
美浜町	0738-22-4123
日高町	0738-63-2051
由良町	0738-65-0200
印南町	0738-42-0120
みなべ町	0739-72-2015
日高川町	0738-22-1700
白浜町	0739-43-5555
上富田町	0739-47-0550
すさみ町	0739-55-2004
那智勝浦町	0735-52-0555
太地町	0735-59-2335
古座川町	0735-72-0180
北山村	0735-49-2331
串本町	0735-62-0555

日本年金機構各年金事務所

厚生年金
国民年金等の
ことは

和歌山西年金事務所(〒641-0035 和歌山市関戸2-1-43)
TEL 073-447-1660

和歌山東年金事務所(〒640-8541 和歌山市太田3-3-9)
TEL 073-474-1841

田辺年金事務所(〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24-8)
TEL 0739-24-0432

田辺年金事務所新宮分室(〒647-0016 新宮市谷王子町456-1)
TEL 0735-22-8441

私学共済全般
のことは

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部
(〒113-8441 東京都文京区湯島1丁目7番5号)
TEL 03-3813-5321(代表)

公立学校共済
組合の年金の
ことは

公立学校共済組合本部(年金相談窓口)
(〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5)
TEL 03-5259-1122
ご質問・ご相談フォーム(<https://www.kouritu.or.jp/>)

●トップページ●年金受給者(待機者)向け手続き→●年金相談窓口→●ご質問・ご相談専用フォームへをクリック

公立学校共済組合和歌山支部(年金相談窓口)
(〒640-8585 和歌山市小松原通1-1)
TEL 073-423-6620